写

平成18(2006)年9月29日

札幌市長　上　田　文　雄　様

札幌市男女共同参画審議会
会長　原　　敦　子

札幌市男女共同参画推進条例第20条第２項第１号に基づく
諮問について（答申）

平成17年11月2日付けをもって札幌市長から諮問された事項について、下記のとおり答申します。

記

１　諮問事項
男女共同参画さっぽろプランの見直しについて

２　結　論
別紙のとおり答申いたします。

男女共同参画さっぽろプラン（第 2 次）

（平成 19 年度～24 年度）

【答申】

平成 18 年 9 月 29 日

札幌市男女共同参画審議会

はじめに　～答申に当たって～

近年、我が国では、少子・高齢化の急速な進行、グローバル化の進展、地球環境問題の深刻化、価値観の多様化など社会環境が大きく変化し、社会のあらゆる分野で、これからの時代にふさわしい制度・体制の再構築の必要性が唱えられている。

このような中、市民一人ひとりが豊かに生き生きと暮らしていくためには、男女がともにその個性と能力を十分に発揮し、対等・大切なパートナーとして、自らの意思で社会のあらゆる活動に参画することができる社会、いわゆる男女共同参画社会の実現が必要である。

札幌市では、男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画の推進に関する基本理念や、市・市民及び事業者の責務を明らかにした札幌市男女共同参画推進条例を平成 15 年 1 月から施行した。その後は、条例を具現化するための計画として、平成 15 年度から 24 年度を計画期間とした「男女共同参画さっぽろプラン」を策定し、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に取り組んできている。

このような中、札幌市では、計画の進捗状況や男女共同参画社会の形成に関連する国等のさまざまな状況の変化などに対応するためプランの見直しが必要となった。

市長の附属機関である札幌市男女共同参画審議会では、平成 17 年 11 月に「男女共同参画プランの見直しについて」の諮問を受け、その後、審議会事業評価部会において約 10 カ月にわたり審議を行った（付属資料「審議経過」参照）。部会では、計画の進捗状況や男女共同参画社会の形成に関連する国等のさまざまな状況の変化などに対応するとともに、市民により分かりやすいものとなるよう「簡易な表記・表現」「内容重複の整理」に主眼を置きながら検討を進めた。

札幌市においては、この答申を基にして、総合的かつ計画的に男女共同参画の推進に取り組まれるよう期待する。

札幌市男女共同参画審議会

目次

はじめに

第１章 基本的考え方

1 男女共同参画さっぽろプランの基本的考え方と見直しの経緯等 1
(1) 男女共同参画さっぽろプランの基本的考え方
(2) 男女共同参画さっぽろプラン策定後の主な取り組み
(3) 男女共同参画さっぽろプラン見直しの経緯
2 男女共同参画さっぽろプラン（第２次）の構成と重点事項 3
(1) 男女共同参画さっぽろプラン（第２次）の構成
(2) 男女共同参画さっぽろプラン（第２次）の重点事項

第２章 男女共同参画さっぽろプラン（第２次）の概要

1 基本目標と施策の基本的方向 5
2 計画期間 7
3 計画体系 8

第３章 基本施策

基本目標Ⅰ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり
1 政策・方針決定過程等への女性の参画拡大 10
2 男女共同参画の視点に立った意識改革 12
3 男女が共に子育てができる環境の整備 14
4 介護の場面における固定的な役割分担意識の解消 17
5 家庭や地域における男女共同参画の推進 19
6 国際交流と国際協力の推進による女性のエンパワーメント 21

基本目標Ⅱ　女性の経済的・社会的自立の促進
1 就業における男女共同参画を促進するための環境整備 22
基本目標Ⅲ　男女の人権の尊重
1 女性に対する暴力の根絶 25
2 メディアにおける女性の人権の尊重 27
3 生涯を通じた女性の健康支援 29
基本目標Ⅳ　男女共同参画の視点に基づく教育・学習の充実
1 人権尊重を基盤にした男女平等教育の推進 31
2 家庭・職場・学校・地域における男女共同参画の学習の振興と気運の醸成 32
3 男女ともに「個」を確立するための生涯学習の充実 34
4 男女共同参画の活動拠点の充実 35
基本目標Ⅴ　総合的な取組に向けた推進体制等の整備・強化
1 男女共同参画さっぽろプランの進捗状況の公表 36
2 男女共同参画の推進に向けた庁内推進体制の強化 37
3 札幌市男女共同参画審議会の機能発揮 38
4 男女共同参画に関する調査研究の推進 39
5 男女共同参画の推進に向けた他機関・団体、企業との連携強化 40

付属資料

男女共同参画の数値目標 41
男女共同参画の推進に関する指標 42
男女共同参画さっぽろプラン（第２次）の基本的な取り組み 45
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 64
男女共同参画社会基本法 71
札幌市男女共同参画推進条例 76
札幌市男女共同参画審議会規則・審議会（第２期）委員名簿 80
「男女共同参画さっぽろプラン」見直しにかかる審議経過 82

第 1 章 基本的考え方

1 男女共同参画さっぽろプランの基本的考え方と見直しの経緯等

(1) 男女共同参画さっぽろプランの基本的考え方

このプランは、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項及び札幌市男女共同参画推進条例第 8 条に基づき、札幌市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定した基本的な計画です。

また、札幌市では、平成 15 年 7 月に発表した施政方針「さっぽろ元気ビジョン」において、市民自治が息づくまちづくりの方策の一つとして「平和と人権と女性参画の市政」を掲げ、さらに、札幌市のまちづくりのプラン「札幌新まちづくり計画」にも男女共同参画の視点を取り入れた計画を盛り込んでいます。

(2) 男女共同参画さっぽろプラン策定後の主な取り組み

札幌市では、平成 15 年度に男女共同参画さっぽろプランを策定し、以下の事業に取り組んできました。また、これらに加え、各部局においても男女共同参画社会の実現に結びつくさまざまな事業を進めているほか、男女共同参画の広報・啓発活動などに取り組んでいます。

- 「札幌市男女共同参画センター」開館（平成 15 年 9 月）
- 「男女共同参画情報誌りぷるさっぽろ」創刊（平成 15 年 12 月、男女共同参画センター）
- 「札幌市職員のための公的広報の手引き～男女共同参画の視点から～」作成・配布（平成 16 年 3 月）
- 「札幌市男女共同参画に関する企業の意識調査」実施（平成 16 年 10 月）
- 「札幌市配偶者暴力相談センター」設置（平成 17 年 11 月）
- 「札幌市配偶者暴力の防止及び被害者の支援に関する方針」策定（平成 18 年 2 月）
- 「男女共同参画に関する市民意識調査」実施（平成 18 年 6 月）

(3) 男女共同参画さっぽろプラン見直しの経緯

この度の見直しは、プラン策定後の男女共同参画社会の形成に関連する国等のさまざまな状況の変化に対応していく必要があること、同プランにおいて「計画の進捗状況や社会情

勢の変化に応じて、施策に基づく取り組みについて適宜見直しを行うとともに、計画の施行 3 年後（平成 18 年度）には必要な見直しを行う」と規定されていることによるものです。これにより、男女共同参画さっぽろプラン（第 2 次）を策定しました。

2 男女共同参画さっぽろプラン（第 2 次）の構成と重点事項

(1) 男女共同参画さっぽろプラン（第 2 次）の構成

男女共同参画さっぽろプラン（第 2 次）は、札幌市男女共同参画推進条例に規定されている 5 つの基本理念を具現化するための基本的な計画として策定したものです。本プランにおいては、男女共同参画の推進に関する札幌市の施策を総合的かつ計画的に推進するための 5 つの基本目標及び 19 の施策の基本的な方向、40 の基本施策で構成されています。

札幌市では、この基本計画に基づき、本プランに掲げる重点事項を中心とした男女共同参画に関するさまざまな具体的な取り組みを推進していきます。

(2) 男女共同参画さっぽろプラン（第 2 次）の重点事項

本プランに掲げる取り組みの推進において、特に重点的に取り組むべきと考える事項は次の 2 点です。

～男女共同参画の視点に立った意識改革～

男女共同参画社会の実現を目指し、さまざまな施策を推進していくためには、いまだ根強く残っている固定的な性別役割分担意識を解消するとともに、男女共同参画に関する認識を深め、定着させることが重要です。しかしながら、平成 18 年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」において、「男女共同参画社会を知らない」が 52.6%、「男女共同参画社会基本法を知らない」が 62.5%という結果が出ていることから、市民に理解を深めてもらうための広報・啓発活動に今後ますます取り組んでいく必要があるといえます。

このため、男女共同参画の視点に立った意識改革に向けたさまざまな広報・啓発活動をさらに充実するとともに、市民自らが男女共同参画に関する意識を形成するための支援に積極的に取り組みます。

～夫・パートナーからの女性への暴力の防止と被害女性への支援～

札幌市においては、「札幌市配偶者暴力相談センター」の設置（平成 17 年 11 月）や「札幌市配偶者暴力の防止及び被害者の支援に関する方針」の策定（平成 18 年 2 月）など、配偶者暴力の防止や被害女性の支援に向けた取り組みを進めてきました。しかしながら、夫・パートナーからの女性への暴力に関する相談件数は増加の一途であり、「相談」「一時保護」「自立支援」「関係機関との連携」など、被害女性に対する支援体制のさらなる充実が求められています。また、平成 18 年度市民意識調査の結果においても「殴るふりをして脅すこと」や「大声で怒鳴ること」「無視すること」を「暴力に当たると思わない」と回答した市民がそれぞれ 7.9%、10.0%、14.1%もいるなど、「女性に対する暴力」への認識が深まっているとはいえない状況にあるため、「未然防止のための普及啓発」にも取り組む必要があります。

このため、今後も女性に対する暴力の根絶を目指し、被害女性への支援体制を充実するとともに、普及啓発に積極的に取り組みます。

また、上記 2 点の重点事項に取り組むほか、札幌市の男女共同参画に関するさまざまな取り組みを推進するための土台として、各部局の取り組みに対する支援や職員一人ひとりの理解をさらに深めるための啓発・情報提供の充実を図り、札幌市及び札幌市職員が率先して男女共同参画に取り組むことにより、市民や企業、地域などの先導的役割を果たすことを目指します。

第 2 章 男女共同参画さっぽろプラン（第 2 次）の概要

1 基本目標と施策の基本的方向

札幌市では、男女共同参画社会の実現に向けて、平成 15 年 1 月に施行した札幌市男女共同参画推進条例に規定されている「男女の人権が尊重され、性別にとらわれることなく能力が発揮できること」「男女が制度及び慣行によって、直接又は間接的に差別されないこと」「政策等の立案及び決定への男女共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「生涯にわたる女性の性と生殖に関する健康と権利の尊重」という 5 つの基本理念を具現化するために計画を策定することとし、次の 5 つの基本目標に沿った施策を展開します。

基本目標Ⅰ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり

男女共同参画社会を実現するためには、男女が性別にとらわれない多様な生き方が保障されることが重要です。男女が対等なパートナーとして活動に参画できる機会が確保され、自らの意識の醸成と能力の向上を図ることができるように、政策方針決定の場をはじめ、社会のあらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくりに取り組みます。

1 政策・方針決定過程等への女性の参画拡大
2 男女共同参画の視点に立った意識改革
3 男女が共に子育てができる環境の整備
4 介護の場面における固定的な性別役割分担意識の解消
5 家庭や地域における男女共同参画の推進
6 国際交流と国際協力の推進による女性のエンパワーメント

基本目標Ⅱ 女性の経済的・社会的自立の促進

男女共同参画社会を実現するためには、女性が安心して働き続けることができる環境を整備することが大切です。就業の形態やニーズが多様化する中で、働く男女が性別による不利益な取扱いを受けることなく、ともに能力を発揮できるよう、多様な就業形態を可能にするための情報提供や高度情報通信社会の進展に応じた支援など女性の経済的・社会的自立の促進に取り組みます。

1 就業における男女共同参画を促進するための環境整備

基本目標Ⅲ　男女の人権の尊重

男女共同参画社会を実現するためには、男女が等しく個人としての人権が尊重されることが前提となります。女性に対する暴力の根絶やメディアにおける人権の尊重、生涯を通じた女性の健康の保持・増進を図るため、男女の人権の尊重に取り組みます。

1 女性に対する暴力の根絶

2 メディアにおける女性の人権の尊重

3 生涯を通じた女性の健康支援

基本目標Ⅳ　男女共同参画の視点に基づく教育・学習の充実

男女共同参画社会を実現するためには、あらゆる場において男女共同参画の視点に基づく教育や学習を推進することが大切です。人々の意識や行動の多くは教育や学習によって形成されます。このため、男女の固定的な性別役割分担意識を解消し、家庭・職場・学校・地域のいずれの場においても、生涯にわたり男女の区別なく主体的で多様な生き方ができるよう、男女共同参画の視点に基づく教育・学習の充実に取り組みます。

1 人権尊重を基盤にした男女平等教育の推進

2 家庭・職場・学校・地域における男女共同参画の学習の振興と気運の醸成

3 男女ともに「個」を確立するための生涯学習の充実

4 男女共同参画の活動拠点の充実

基本目標Ⅴ　総合的な取り組みに向けた推進体制等の整備・強化

男女共同参画社会を実現するためには、行政と市民等とのパートナーシップにより進めていくことが重要です。情報の公開や活動の場の提供、市民等との連携・協力を図ることができるよう総合的な取り組みに向けた推進体制等の整備・強化に取り組みます。

1 男女共同参画さっぽろプランの進捗状況の公表

2 男女共同参画の推進に向けた庁内推進体制の強化

3 札幌市男女共同参画審議会の機能発揮

4 男女共同参画に関する調査研究の推進

5 男女共同参画の推進に向けた他機関・団体、企業との連携強化

2 計画期間

男女共同参画さっぽろプラン（第 2 次）は、計画の進捗状況や社会情勢、策定後の男女共同参画社会の形成に関連する国等のさまざまな状況の変化に対応するため、平成 15 年度に策定した男女共同参画さっぽろプランを見直したものであることから、計画期間も従前のとおり平成 24 年度までとします。ただし、必要に応じて見直しを行います。

3 計画体系

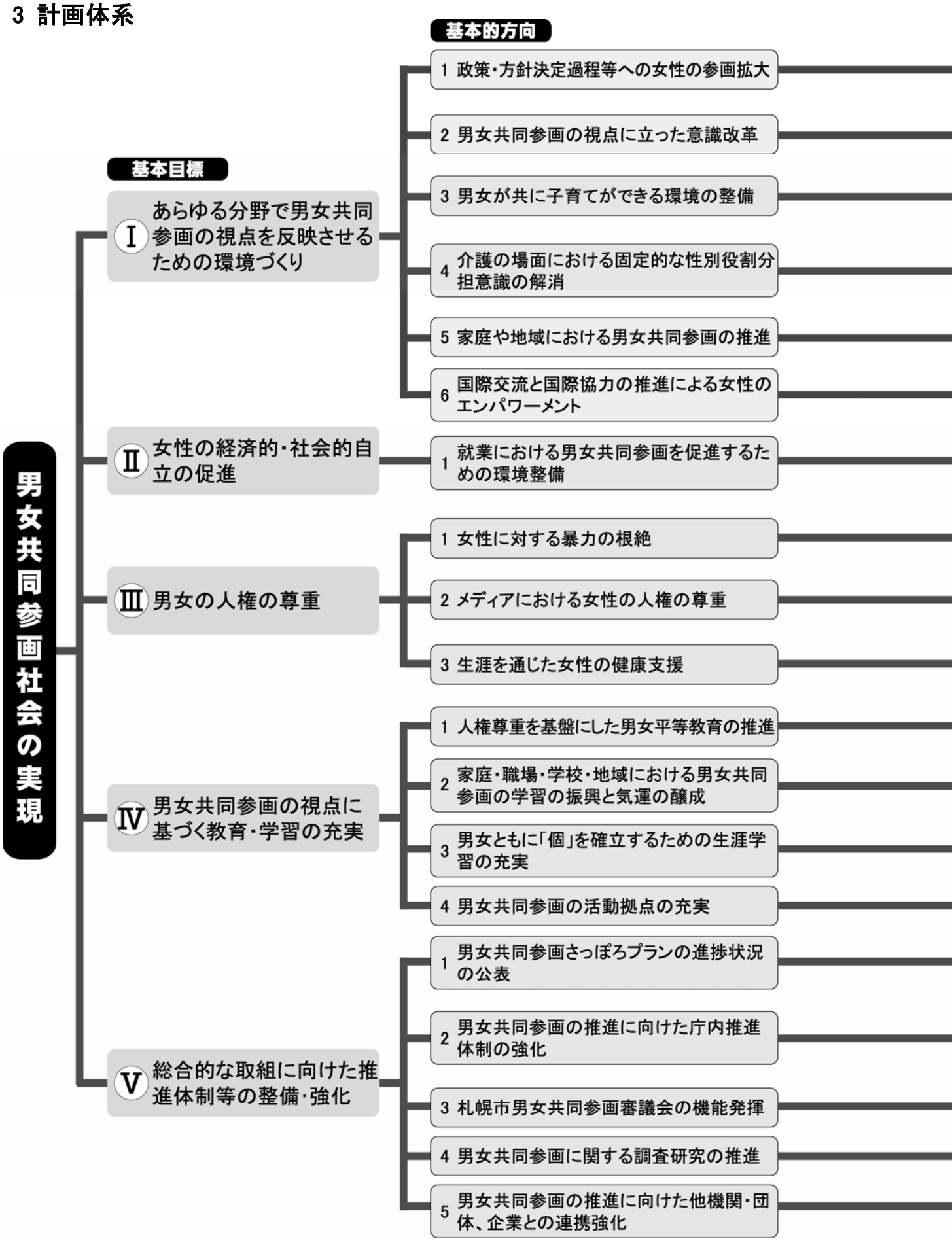
男女共同参画社会の実現
基本目標
基本的方向
Ⅰ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり
1 政策・方針決定過程等への女性の参画拡大
2 男女共同参画の視点に立った意識改革
3 男女が共に子育てができる環境の整備
4 介護の場面における固定的な性別役割分担意識の解消
5 家庭や地域における男女共同参画の推進
6 国際交流と国際協力の推進による女性のエンパワーメント
Ⅱ 女性の経済的・社会的自立の促進
1 就業における男女共同参画を促進するための環境整備
Ⅲ 男女の人権の尊重
1 女性に対する暴力の根絶
2 メディアにおける女性の人権の尊重
3 生涯を通じた女性の健康支援
Ⅳ 男女共同参画の視点に基づく教育・学習の充実
1 人権尊重を基盤にした男女平等教育の推進
2 家庭・職場・学校・地域における男女共同参画の学習の振興と気運の醸成
3 男女ともに「個」を確立するための生涯学習の充実
4 男女共同参画の活動拠点の充実
Ⅴ 総合的な取組に向けた推進体制等の整備・強化
1 男女共同参画さっぽろプランの進捗状況の公表
2 男女共同参画の推進に向けた庁内推進体制の強化
3 札幌市男女共同参画審議会の機能発揮
4 男女共同参画に関する調査研究の推進
5 男女共同参画の推進に向けた他機関・団体、企業との連携強化

基本施策

1 札幌市の審議会等委員への女性の参画促進
2 札幌市女性職員の登用促進と職域拡大
3 意思決定過程への女性の参画についての社会的気運の醸成

1 市民及び民間の団体等に対する広報・啓発活動の充実
2 市民自らが男女共同参画に関する意識を形成するための支援

1 男女が共に子育てを担うことへの意識啓発の充実
2 男女が共に子育てができる総合的な子育て環境の充実
3 働く男女が子育てをしやすい職場環境づくりのための意識啓発の充実

1 高齢者や障がいのある人の介護をめぐる固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発の充実
2 高齢者や障がいのある人の介護や支援の充実

1 男女が共に責任を担う家庭生活の実現に向けた意識啓発・支援の充実
2 地域活動への男女共同参画の促進

1 国際交流・国際協力の推進による女性のエンパワーメント

1 職場における男女共同参画の推進
2 女性の就業機会の拡大
3 多様な就業形態を可能にするための情報提供

1 女性に対する暴力の根絶を目指した人権意識の啓発
2 夫・パートナーからの女性への暴力の防止と被害女性への支援
3 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

1 男女共同参画の視点による女性の人権を尊重した表現の啓発
2 男女共同参画の視点からのメディア・リテラシー※向上のための教育と啓発 （※P27参照）

1 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する意識の普及
2 生涯を通じた女性の健康保持・増進
3 男女共同参画の視点による学校・家庭における性教育の充実

1 人権尊重を基盤にした男女平等教育の一層の推進

1 男女共同参画に関する学習の振興
2 男女共同参画社会実現に向けた気運の醸成

1 男女共同参画の視点に立った生涯学習の充実

1 男女共同参画センターにおける事業展開
2 男女共同参画に関する情報収集・提供の充実

1 男女共同参画さっぽろプランの進捗状況の公表
2 男女共同参画さっぽろプランの進捗状況の適切な評価方法についての検討

1 札幌市男女共同参画行政推進会議の強化
2 男女共同参画行政担当部局の強化
3 札幌市職員を対象にした男女共同参画に関する啓発の強化
4 男女共同参画に関する総合的な支援の充実

1 札幌市男女共同参画審議会の機能発揮

1 男女共同参画に関する調査研究の推進

1 国・道及び企業・各種団体等との協力と連携の強化
2 男女共同参画に関する市民活動を促進するための支援強化

第 3 章 基本施策

基本目標Ⅰ
あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり

1 政策・方針決定過程等への女性の参画拡大

【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、政治の場や職場、地域、教育等あらゆる分野において政策・方針決定過程に男女が対等の立場で参画することがきわめて重要です。しかし、我が国においては、女性の能力が十分に活用されているとはいえない状況が続いています。

札幌市においては、平成元年に「札幌市審議会等委員への女性登用促進要綱」を定め、札幌市の審議会等委員の女性登用について目標値（40%）を設定して取り組んでおり、平成 18 年 4 月 1 日現在では 30.9%と着実に上昇しています。しかしながら、札幌市の市議会議員に占める女性の割合は 16.2%（平成 18 年 3 月 1 日現在）、札幌市職員の女性役職者の割合は 9.8%（平成 17 年 5 月 1 日現在）となっているなど、政策・方針決定過程等の重要な場において女性の声が十分に反映される状況になっているとはいえません。

これらの要因としては、過去の歴史的な経緯により男性を中心とした社会が形成され、いまだ性別役割分担意識が深く根づいていることや、それにより女性が責任ある地位に就いたり、重要な役割を担ったりすることを避けたがるというような女性自身の意識などが考えられます。

今後は、男女共同参画社会への意識の転換を図ること、また、女性一人ひとりが力をつけ、政策・方針決定過程等の重要な場に積極的に参画していくこと、そして、それらを支援する施策を充実していくことが必要です。

図1 審議会等委員への女性登用率の推移（札幌市・国）

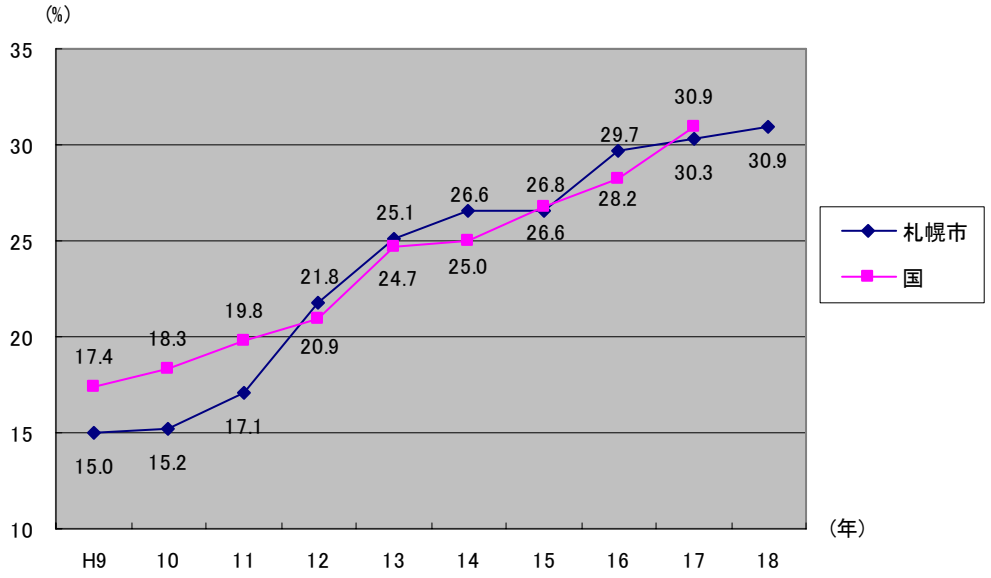

資料：札幌市・男女共同参画課調べ（各年4月1日現在）、
国・内閣府「男女共同参画白書」（各年9月30日現在）

札幌市男女共同参画推進条例
第３条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。
(3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策及び民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
第 13 条 市は、市が設置する審議会等の委員の委嘱等を行う場合には、男女の委員の数の均衡を図るよう努めなければならない。

【基本施策】

(1) 札幌市の審議会等委員への女性の参画促進

札幌市が設置する審議会等における女性委員の登用については、引き続き登用拡大に努めるとともに、女性の人材情報を収集・整備し、その活用を図っていきます。

(2) 札幌市女性職員の登用促進と職域拡大

札幌市女性職員の登用促進と職域拡大については、長期的な視野に立った人材育成と女性職員が特定の分野に偏らず多様な経験を積むことができるような人員配置を行うとともに、管理監督者の男女共同参画の意識を醸成します。

(3) 意思決定過程への女性の参画についての社会的気運の醸成

行政のみならず、企業、教育機関、町内会・ＰＴＡなどの地域社会等においても、女性の意思決定過程への参画が進むように、社会的な気運の醸成とその支援に努めます。

2 男女共同参画の視点に立った意識改革

【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、社会の制度・慣行などに深く根づいている固定的な性別役割分担意識とジェンダー（社会的性別）※ の意識を解消することが必要です。それらの意識は、我が国の歴史や文化により長い時間をかけて培われ、現実の社会・制度・慣習に与える影響も大きいものがあります。

このような中で、男女共同参画の意識を醸成するには、人々の意識と社会制度との相互作用を考え、意識改革を行う面と社会制度の見直しの面との両面から進めていく必要があります。

このため、札幌市においては、社会全体の動きを見据えながら、性別にとらわれることなく、個人としての尊厳が重んじられる男女共同参画社会の実現に向け、意識改革に重点を置いた効果的な施策の充実を進めます。

※ジェンダー（社会的性別）
人間には生まれついての生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

図2　男女の地位の平等感

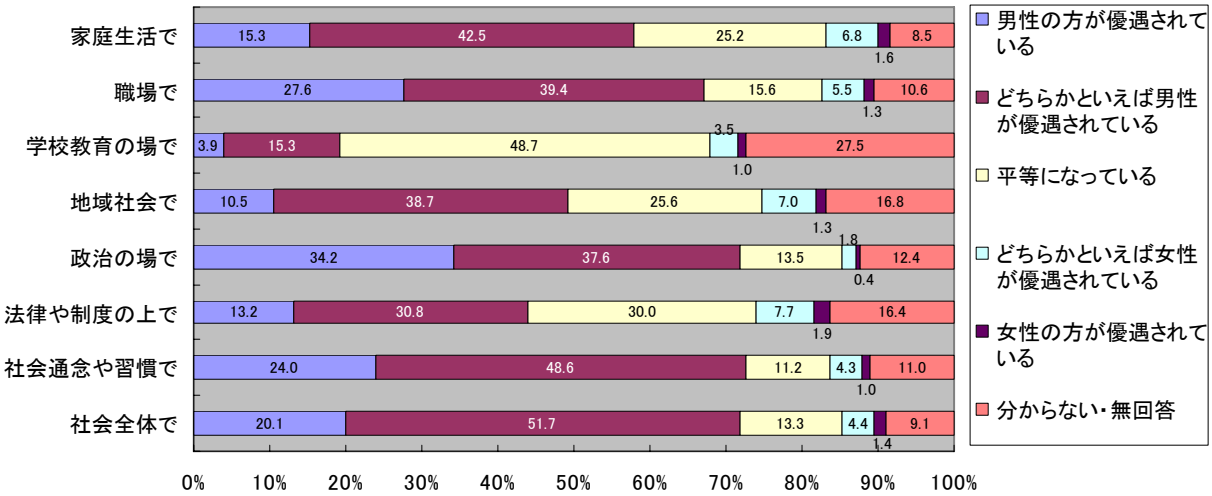

資料：札幌市「男女共同参画に関する市民意識調査」（H18）

札幌市男女共同参画推進条例
第 14 条 市は、情報提供、広報活動等を通じて、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に関する市民等の理解を深めるよう適切な広報及び啓発を行うものとする。

【基本施策】

(1) 市民及び民間の団体等に対する広報･啓発活動の充実

市民及び民間の団体等が男女共同参画の理解を深めることができるようさまざまな機会や広報媒体を通じて広報・啓発活動の充実を図ります。

(2) 市民自らが男女共同参画に関する意識を形成するための支援

市民自らが男女共同参画の意識を高めることができるような情報提供の充実を図るとともに、女性のエンパワーメントや人材の育成といった観点から、リーダーや団体の養成に取り組みます。

3 男女が共に子育てができる環境の整備

【現状と課題】

近年、我が国では少子化が急速に進んでいます。少子化の傾向は全国的なものですが、札幌市においては特に顕著に現れています。札幌市の合計特殊出生率は 1.01（平成 16 年）と全国平均の 1.29（同年）を大きく下回っており、政令指定都市の中で最も低い数値となっています。

「未婚率の上昇」と「晩婚化の進行」が少子化の主たる要因といわれていますが、これらのほかにも「1 人当たりの子どもの教育費が高いから」「結婚や子育てより自分の生きがいや趣味を優先したいと考える男女が増えたから」「仕事と育児を両立させるため、多くの子どもを産めないから」などが少子化の要因として挙げられます。このように、結婚や家庭を持つことに魅力を感じなくなったり、育児を負担だと感じたりする人が多いのは、養育費や教育費の負担が重いこともさることながら、女性の社会進出が進んでいる中で「男は仕事、女は家事・育児」といった性別役割分担意識が依然根強く残っており、女性に家事・育児・介護等の負担が心身ともに大きくかかっていることが大きな原因の一つだと考えられます。

このため、札幌市においては、男女が共に子育てができるような環境の整備に取り組みます。

図3　合計特殊出生率の推移（札幌市・全国）

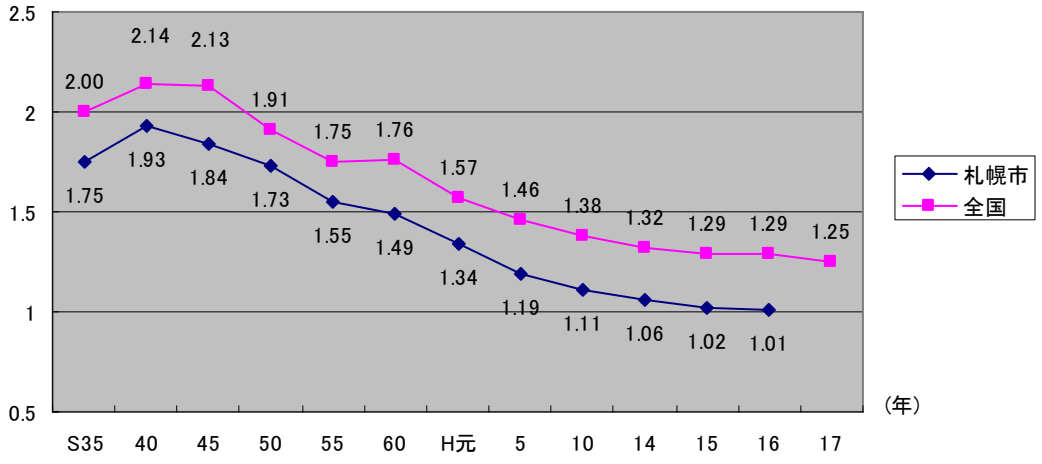

資料：札幌市・札幌市「衛生年報」、全国・厚生労働省「人口動態統計月報年計」

図4　合計特殊出生率大都市比較

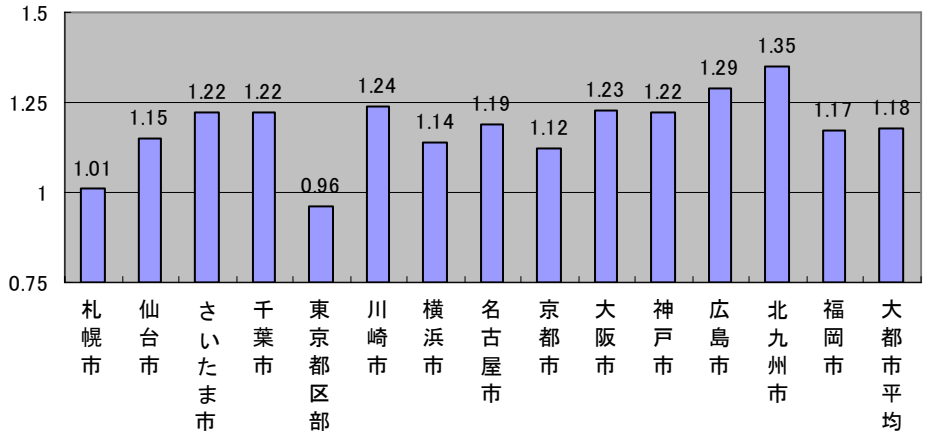

資料：大都市統計協議会「大都市比較統計年表」（H16）

図5　子どもを持たない・理想の人数を持たない理由

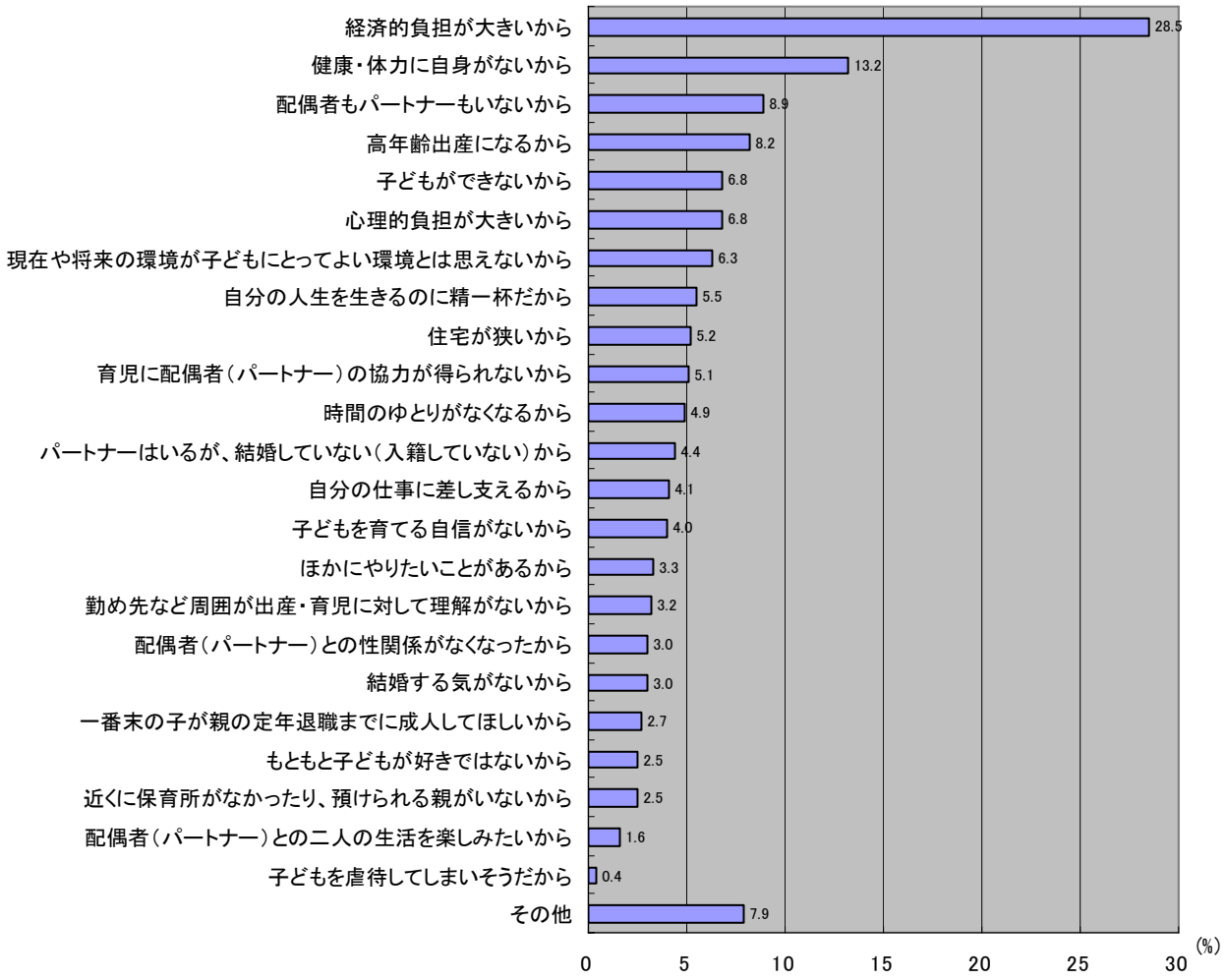

資料：札幌市「男女共同参画に関する市民意識調査」（H18）

札幌市男女共同参画推進条例
第 3 条　男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。
(2) 社会における制度及び慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会のあらゆる分野における活動の選択に関して、男女が、制度及び慣行によって直接的又は間接的に差別されないよう配慮されること。
(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における共同責任を担い、かつ、職場、学校、地域その他の社会における家庭以外のあらゆる分野において活動を行うことができるよう配慮されること。

【基本施策】

(1) 男女が共に子育てを担うことへの意識啓発の充実

家事･育児などの家庭責任は、男女が共に担い、支え合っていくものです。このような観点から市民の理解を深めるための意識啓発の充実を図ります。

(2) 男女が共に子育てができる総合的な子育て環境の充実

子育てについては家庭だけではなく、地域などを含めた社会全体で支援することが重要です。多様化する人々のライフスタイルに対応した、きめこまかな保育施設･サービスの整備や児童の健全育成に向けた事業を展開するほか、ひとり親家庭への支援の充実など、子育て中の親が安心して子育てができるよう総合的な子育て環境の充実を図ります。

(3) 働く男女が子育てをしやすい職場環境づくりのための意識啓発の充実

企業における育児休業制度の充実など、男女が共に子育てをしやすい職場環境づくりのため意識啓発を推進します。

4 介護の場面における固定的な性別役割分担意識の解消

【現状と課題】

我が国においては、介護保険制度の実施や介護予防事業などの介護に関する取り組みが進められています。しかしながら、依然として家庭内における介護の場合の主な介護者は女性の割合が高いことや、介護従事者の待遇や介護現場でのセクシュアル・ハラスメントなどの問題も指摘されています。

このため、介護は女性の役割であるといった固定的な性別役割分担意識を改め、男女双方の役割であることを啓発していくとともに、介護保険制度の円滑な運営や介護サービスの充実など、家族介護から介護の社会化への転換が速やかに図られることが必要です。

図 6 家庭生活における高齢者などの介護の分担

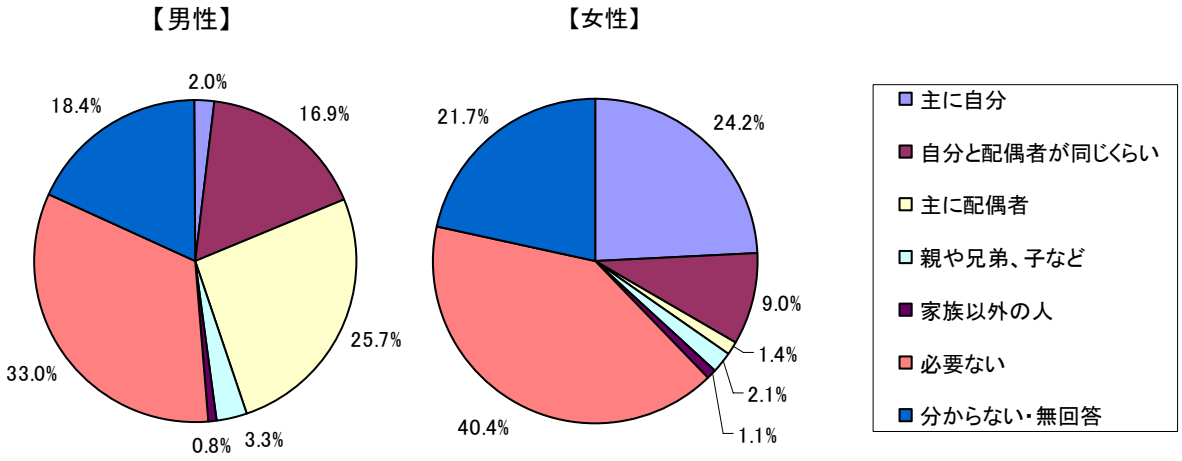

資料：札幌市「男女共同参画に関する市民意識調査」（H18）

札幌市男女共同参画推進条例
第 3 条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。
(2) 社会における制度及び慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会のあらゆる分野における活動の選択に関して、男女が、制度及び慣行によって直接的又は間接的に差別されないよう配慮されること。
(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における共同責任を担い、かつ、職場、学校、地域その他の社会における家庭以外のあらゆる分野において活動を行うことができるよう配慮されること。

【基本施策】

(1) 高齢者や障がいのある人の介護をめぐる固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発の充実

介護は女性の役割であるといった固定的な性別役割分担意識を解消し、男女双方の役割であることの理解を深めるための取り組みを進めます。

(2) 高齢者や障がいのある人の介護や支援の充実

介護保険事業の推進のほか、介護の人材育成、施設サービスの向上、生活支援・介護予防の推進を図ります。

5 家庭や地域における男女共同参画の推進

【現状と課題】

これまでの我が国の社会では、男性が長時間の労働で経済活動を支え、女性が家事・育児・介護などの家庭責任と地域での活動を担ってきました。しかし、現在では、少子・高齢化の急速な進行や離婚率の上昇、晩婚化の進行、単身世帯やひとり親世帯の増加など家族や地域を取り巻く社会状況は大きく変化しており、結婚観やライフスタイルについての価値観も多様化しています。また、地域社会においては、固定的な性別役割分担意識から生じる慣習や慣行が依然根強く残っている状況が多く見られます。

このため、男女とも従来の仕事を中心とする社会から、家庭・職場・地域社会にバランスの取れた社会への転換に向けた施策に取り組みます。

図7 仕事と家庭生活・地域活動の望ましい位置付け

【男性の生き方】

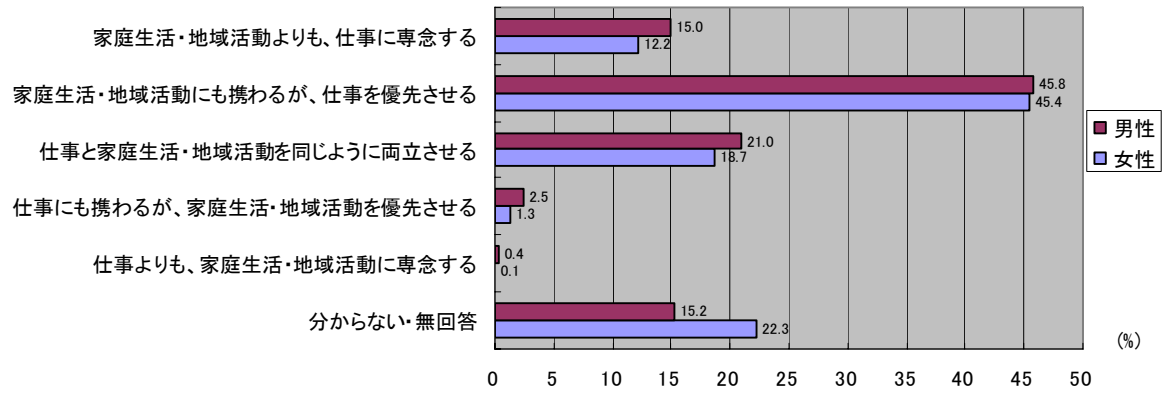

【女性の生き方】

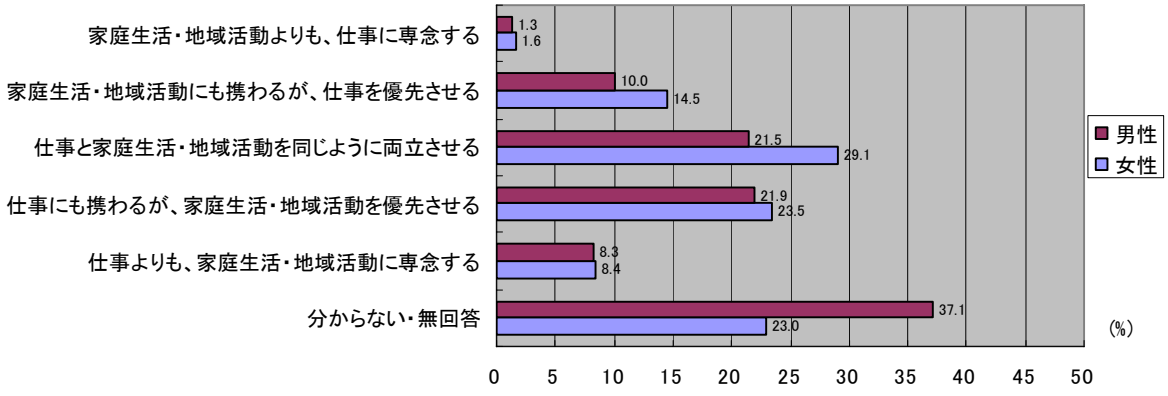

資料：札幌市「男女共同参画に関する市民意識調査」（H18）

札幌市男女共同参画推進条例
第 3 条　男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。
(2) 社会における制度及び慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会のあらゆる分野における活動の選択に関して、男女が、制度及び慣行によって直接的又は間接的に差別されないよう配慮されること。
(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における共同責任を担い、かつ、職場、学校、地域その他の社会における家庭以外のあらゆる分野において活動を行うことができるよう配慮されること。

【基本施策】

(1) 男女が共に責任を担う家庭生活の実現に向けた意識啓発・支援の充実

男女が共に責任を担う家庭生活の実現を図るための広報・啓発を充実するとともに、男性の家事・育児などへの参加向上につながる支援などの充実を図ります。

(2) 地域活動への男女共同参画の促進

地域における固定的な性別役割分担に基づく慣習や慣行を見直し、男女共同参画の意識を醸成するとともに、男女が共に生き生きと暮らす魅力的な地域づくりに向けた環境整備に取り組みます。

6 国際交流と国際協力の推進による女性のエンパワーメント

【現状と課題】

私たちの暮らしは、国際的な関わりの中で成り立っており、我が国における男女共同参画社会の実現を目指したさまざまな取り組みも、世界の動きに連動しながら進めてきました。近年では、グローバル化がさらに進展するとともに、多様な文化や価値観が広がっており、男女共同参画の推進に向けた取り組みにおいても、国際的な視野をもって行う必要があります。

こうした取り組みは、女性のエンパワーメント※ につながるばかりでなく、国内外のネットワークを広めるなど男女共同参画を推進する市民活動の大きな力となっていることからも、国際的な交流や国際協力に向けた取り組みが求められています。

※女性のエンパワーメント
女性が意思決定や実行の場へ参画することにより、社会的・経済的な力を付けることをいう。

図8 外国人登録人口の推移（札幌市）

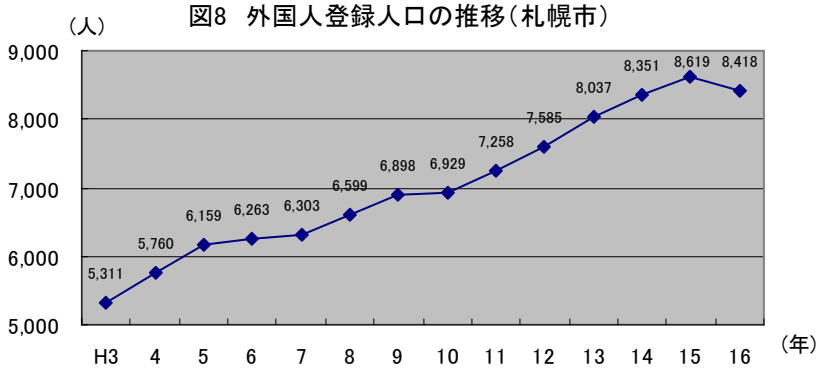

資料：「札幌市統計書」（地域振興部戸籍住民課調べ）

札幌市男女共同参画推進条例
第 19 条 市は、男女共同参画の推進が国際社会における取り組みと密接な関係があることを考慮し、男女共同参画の推進に当たっては、国際的連携を図るなど国際的協調に努めるものとする。

【基本施策】

(1) 国際交流・国際協力の推進による女性のエンパワーメント

多様な文化と価値観を尊重し合いながら、男女共同参画社会の実現に向けた課題についての国際的な認識と理解が深められるよう学習機会の充実や諸外国との参加・交流を促進し、これにより女性のエンパワーメントを図ります。

基本目標Ⅱ
女性の経済的・社会的自立の促進

1 就業における男女共同参画を促進するための環境整備

【現状と課題】

我が国においては、男女雇用機会均等法の改正や育児・介護休業法の全面施行など、制度面での整備が進められてきました。しかしながら、現実には、男性の労働者には勤続年数の長い正社員が多く、女性には不安定な就労形態のパートタイムや派遣・契約社員などが多いという傾向が見られるなど、労働分野において実質的な男女平等が達成されているとはまだ言い難い状況です。札幌市における女性労働力率の年齢階級別グラフにおいても、結婚や出産、育児などにより離職し、それがひと段落してから再び仕事を始める女性が多いことが表されており、この要因の一つとして、性別役割分担意識や男性を中心とする市民意識がいまだ根強いことが挙げられます。

また、昨今では急速な情報化の進行など世の中の移り変わりが非常に速く、結婚や出産などで一旦仕事から離れた場合、再就職するときの障害が大きくなっています。このため、スムーズに社会復帰できるような再就職に向けた積極的な支援のほか、経済的・社会的な自立に向けた女性自身の意識改革が必要といわれています。

さらに、パートタイムや派遣労働、在宅勤務といった就業形態の多様化は個人の価値観やライフスタイルに応じた多様な働き方の選択を可能にしていますが、その就労形態によっては、悪い労働条件や契約条件に置かれるなどの不利益を被ることがあるため、関係法規の周知・啓発や情報提供等、多様な働き方への支援を行う必要があります。

起業に関しても、未だ女性事業主・起業家は経済的・社会的にも弱い立場にあり、男性とは異なるさまざまな困難に直面することが多いといわれています。このことから、女性事業主・起業家に対する積極的な支援も必要とされています。

図9 女性労働力率（札幌市・年代別）

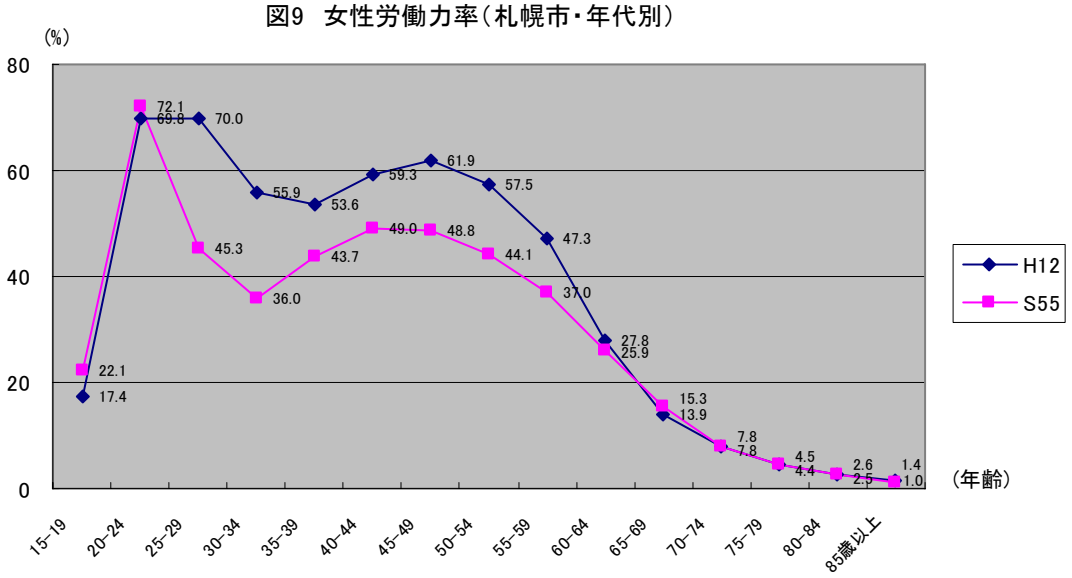

資料：総務省「国勢調査」

図10 女性が働くことについて（札幌市・全国）

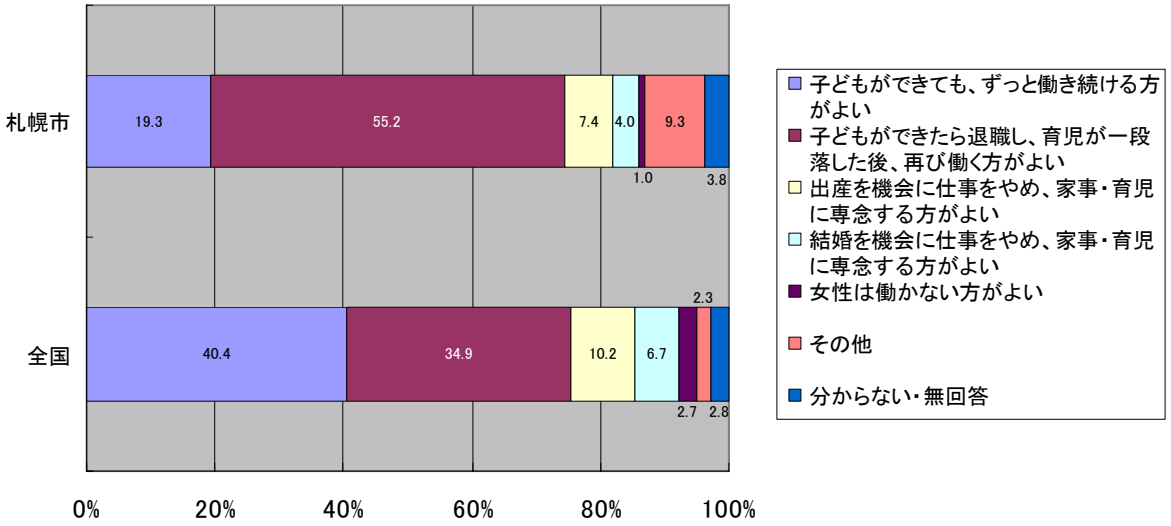

資料：札幌市・「男女共同参画に関する市民意識調査」（H18）、全国・内閣府「男女共同参画に関する世論調査」（H16）

札幌市男女共同参画推進条例
第 17 条 市は、事業者に対し、雇用の分野において男女共同参画が推進されるように、情報提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。
2 市は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の実態を把握するための調査について、協力を求めることができる。

【基本施策】

(1) 職場における男女共同参画の推進

男女がともに働き続けられる環境づくりを進めるため、男女雇用機会均等法の周知や労働時間短縮に向けた気運の醸成などの広報・啓発を進めます。

また、セクシュアル・ハラスメント防止に向けた広報・啓発や企業研修への支援、相談体制の充実などの取り組みを積極的に推進します。

(2) 女性の就業機会の拡大

社会的支援が必要な女性の経済的・社会的な自立が促進されるよう就労における能力開発の支援や雇用機会の拡大を図ります。

また、再就職を希望する女性が必要な能力や技能を習得できるような講座や社会復帰に向けた不安を解消する相談窓口、情報提供などの充実を図ります。

(3) 多様な就業形態を可能にするための情報提供

パートタイム労働法や労働者派遣法の周知など適正な労働条件の確保に向けた広報、新しい就業形態に関する相談や情報提供のほか、女性起業家を積極的に支援する各種講座などに取り組みます。

基本目標Ⅲ
男女の人権の尊重

1 女性に対する暴力の根絶

【現状と課題】

近年の我が国においては、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為※ などの問題が女性への人権侵害として、社会的に大きく取り上げられることが多くなっています。暴力はいかなる場合にも許されるものではなく、特に女性に対する暴力は固定的な性別役割分担意識や男女の社会的・経済的な格差など社会状況に根ざした構造的な問題であることを考え合わせると、その対策は急務だといえます。

札幌市においては「札幌市配偶者暴力の防止及び被害者の支援に関する方針」を定め、札幌市配偶者相談センターの開設のほか、関係機関との連携や各種啓発リーフレットの発行などによる人権意識の啓発に努めています。今後とも、女性に対する暴力は多くの人々に関わる社会的問題であるという認識を市民に広く浸透させるなど、女性に対する暴力を個人の問題として矮小化するのではなく、積極的に人権問題としてとらえ、その啓発や被害を受けた女性への支援体制の整備などの充実を図ります。

また、セクシュアル・ハラスメントも、個人の尊厳を不当に傷つけ、能力を発揮する機会を妨げるものです。雇用の分野におけるセクシュアル・ハラスメントについては、改正男女雇用機会均等法により、職場におけるセクシュアル・ハラスメント対策として雇用主に雇用管理上必要な措置を講ずることが義務づけられることになり、企業においては取り組みが進められていますが、今後は、地域・学校などの分野も含め、セクシュアル・ハラスメントは女性の人権への侵害であるという社会的認識を広めるための意識啓発をさらに進めることが必要です。

※ストーカー行為
同一の者に対し、つきまとい等を反復して行うことをいう。平成 12 年 11 月から施行された「ストーカー行為等に関する法律」により、こうした行為に対し規制されることになった。

図11　女性の人権が尊重されていないと感じること

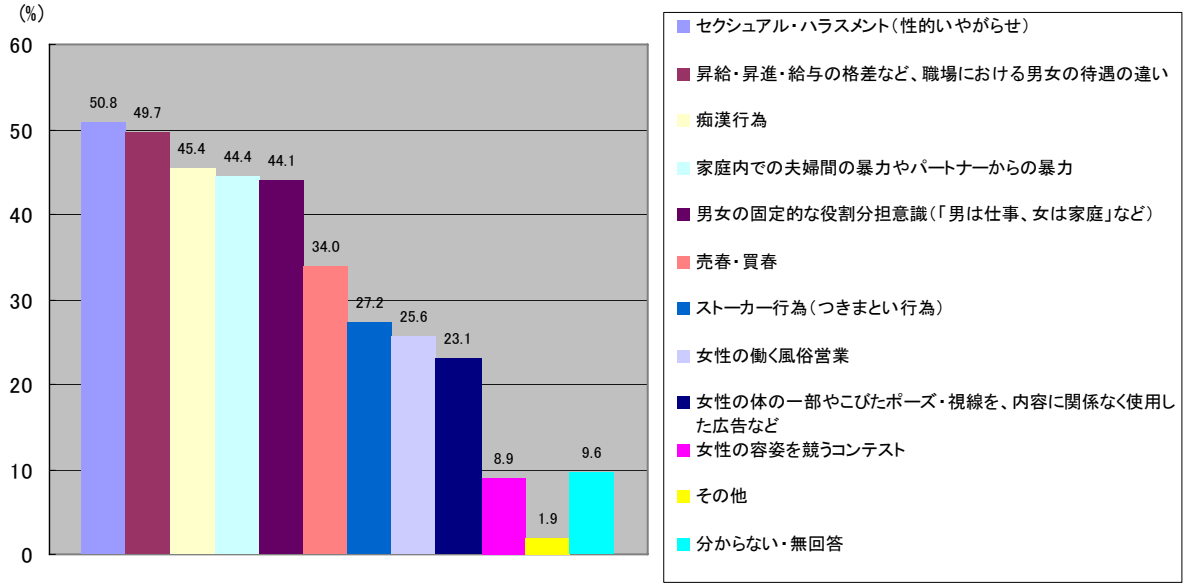

資料：札幌市「男女共同参画に関する市民意識調査」（H18）

札幌市男女共同参画推進条例
第 3 条　男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。
(1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的にも間接的にも性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として性別にとらわれることなく能力を発揮できる機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
第 7 条　何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、直接的にも間接的にも性別を理由とする差別的取扱いを行ってはならない。
2　何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
3　何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、配偶者等に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為その他の男女共同参画を阻害する暴力的行為を行ってはならない。

【基本施策】

(1) 女性に対する暴力の根絶を目指した人権意識の啓発

女性に対する暴力は決して許されない人権侵害であるとの観点から、人権意識の啓発を積極的に進めます。

(2) 夫･パートナーからの女性への暴力の防止と被害女性への支援

夫･パートナーからの女性への暴力を防止するため相談窓口を充実し、かつ、関係機関との連携強化を図り、被害者の保護、救済、自立までの総合的な支援体制の一層の充実を図ります。また、関係機関の職員の研修を充実し、その資質向上を図るとともに、暴力を根絶するため、体制の整備・強化に向けた取り組みを推進します。

(3) セクシュアル･ハラスメント防止対策の推進

職場や学校、地域などさまざまな場において、セクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発に取り組みます。

2 メディアにおける女性の人権の尊重

【現状と課題】

インターネットや携帯電話などの新たなメディアの急速な普及より、私たちの周りには今まで以上に膨大な情報があふれています。メディアによってもたらされる情報は私たちの意識や社会全体に大きな影響を与えるものであり、メディアを通じて「女らしさ」「男らしさ」を強調した表現が繰り返されることにより、知らず知らずのうちに男女の固定的な性別役割分担意識が人々の中に形成され、蓄積されることが考えられます。また、メディアによっては、女性の性的側面を強調するなど女性の人権に対する配慮を欠いた報道も見受けられます。

このため、情報の受け手側がメディアからもたらされる膨大な情報を無批判に受入れるのではなく、必要な情報を取捨選択し、主体的に読み解いていく能力（メディア・リテラシー）を向上させることが必要です。また、これとは逆に、インターネット等の新たなメディアの普及により、個人が情報発信者となる場面も増えているため、学校教育や生涯教育の場において、情報発信者としての自覚を促すことも求められています。

図12 各種メディアの性・暴力・男女の固定的な役割分担の描写についての問題意識（札幌市）

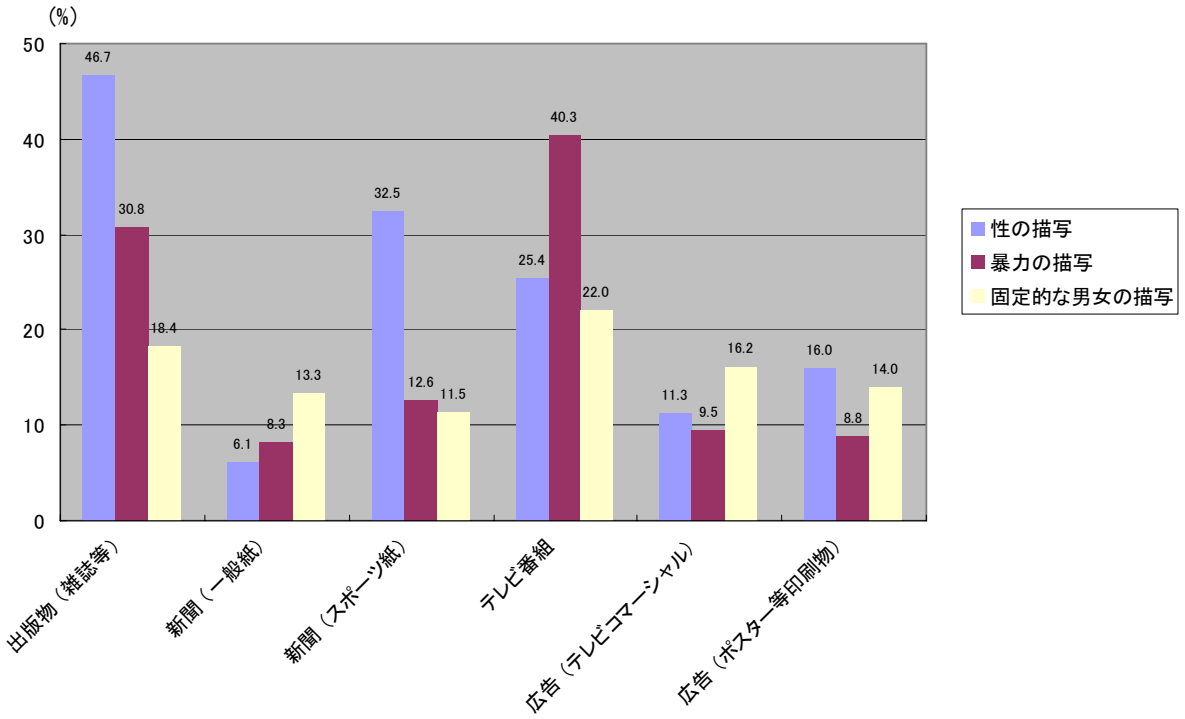

資料：札幌市「男女共同参画に関する市民意識調査」（H18）

札幌市男女共同参画推進条例
第 3 条　男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。
⑵ 社会における制度及び慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会のあらゆる分野における活動の選択に関して、男女が、制度及び慣行によって直接的又は間接的に差別されないよう配慮されること。
第 14 条　市は、情報提供、広報活動等を通じて、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に関する市民等の理解を深めるよう適切な広報及び啓発を行うものとする。

【基本施策】

⑴ 男女共同参画の視点による女性の人権を尊重した表現の啓発

札幌市の広報において、表現が性別に基づく役割分担にとらわれたものにならないよう、また、女性の人権を尊重した適切な表現を行うよう配慮するほか、その普及啓発のためメディアなどに働きかけます。

⑵ 男女共同参画の視点からのメディア・リテラシー向上のための教育と啓発

学校や生涯学習などの場において、メディア・リテラシーを高めるための教育の充実を図るとともに、さまざまな広報・啓発活動を通じ、メディア・リテラシーについて市民の理解を深めるなどの取り組みを推進します。

3 生涯を通じた女性の健康支援

【現状と課題】

「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」という考え方は国連などにおいても女性の人権の一つとして、認識されています。

女性の身体には妊娠や出産のための仕組みが備わっており、さまざまな女性特有の問題を心身に抱え込む機会が男性よりも多いのが現状です。このため、女性が生涯を通じ、自分の体に関する正しい知識と自分の健康の維持・管理を行うため、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点から、心身両面における健康支援や相談体制の充実など総合的な取り組みが求められています。

札幌市においては、全国に比べ人工妊娠中絶率が高く、また近年では、低年齢層の性感染症や喫煙、飲酒、薬物乱用なども社会問題化しています。これらは、自分自身の健康に害をもたらすだけではなく、次世代への悪影響や薬物中毒による社会的被害が懸念されることから、学校や家庭において、生命尊重・人権尊重の観点から性教育や薬物乱用の啓発教育の充実が求められています。

図13 人工妊娠中絶数の推移（札幌市）

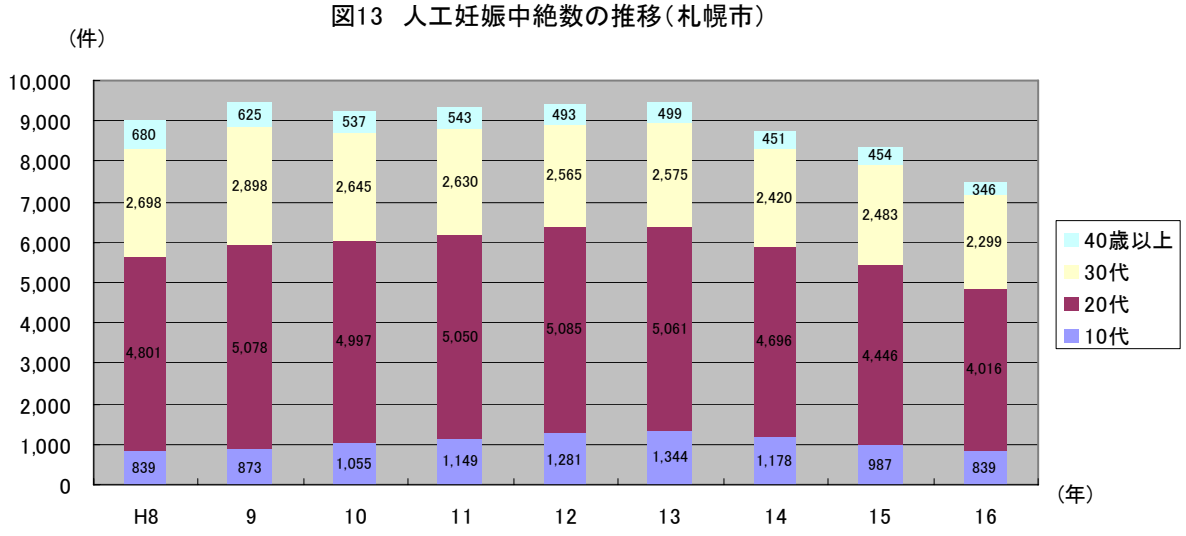

資料：札幌市「衛生年報」

図 14　人口妊娠中絶実施率（15～49 歳女子人口千対）の推移（北海道・全国）

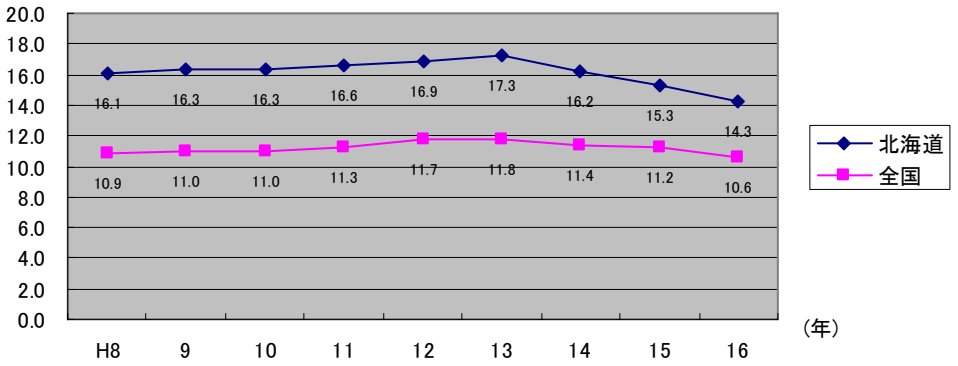

資料：厚生労働省「母体保護統計」（H8～13）、
厚生労働省「衛生行政報告例」（H14～16）

札幌市男女共同参画推進条例
第 3 条　男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。
(5) 男女が互いの性に関する理解を深め、性に関する個人の意思が尊重されるとともに、女性の性と生殖に関する健康と権利が生涯にわたり尊重されること。

【基本施策】

(1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する意識の普及

リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識を広く市民に浸透させ、女性の妊娠・出産に関わる機能の重要性や妊娠・出産・避妊を選択する女性の権利を男女双方が理解するよう意識の啓発に努めます。

(2) 生涯を通じた女性の健康保持・増進

生涯を通じた女性の健康の保持・増進のため思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など各ライフステージに応じた課題について、正しい情報の提供や健康診査体制の強化及び健康づくりに向けたさまざまな支援を進めます。

(3) 男女共同参画の視点による学校・家庭における性教育の充実

男女共同参画の視点による学校・家庭における性教育の充実を図るため、児童生徒に対して人権の尊重を基盤とした性に関する教育を行い、リプロダクティブ・ヘルス／ライツについての理解を深めるとともに、学校の場で男女双方に対して医学的な見地などから性に関する正しい情報を提供し、性に関する自己決定能力を育てるほか、相談体制の充実を図ります。また、親に対する情報提供など、家庭での性教育の必要性について理解を深めるための啓発や支援も推進します。

基本目標Ⅳ
男女共同参画の視点に基づく教育・学習の充実

1 人権尊重を基盤にした男女平等教育の推進

【現状と課題】

固定的な性別役割分担意識を解消し、一人ひとりの個性と能力を認め、互いを「個」として尊重し合い自立する精神を育むことは、男女共同参画社会を実現するための基盤となるものです。このような人々の意識形成には、教育の果たす役割が極めて重要となっており、家庭、職場、学校、地域などさまざまな場において、男女共同参画の視点に基づく教育・学習の充実が求められています。

また、文部科学省では、子どもたちが社会経験を通じて職業観や将来展望を考えさせる取り組みを行っていますが、こうしたことは男女の職業意識の形成や将来の女性の職場進出に非常に重要なことです。このため、進路指導や生徒指導などにおいても、性別による固定観念にとらわれず、多様な生き方を尊重する男女共同参画の視点から人権意識、権利義務意識、職業意識について啓発していくことが重要です。

札幌市男女共同参画推進条例
第 15 条 市は、市立学校等において、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興を図るよう必要な措置を講ずるものとする。
2 学校その他の民間の団体及び事業者は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興を図るよう努めるものとし、市は、それに対する必要な支援を行うよう努めなければならない。

【基本施策】

(1) 人権尊重を基盤にした男女平等教育の一層の推進

男女平等教育に関する副読本などを積極的に活用するとともに、教科指導だけでなく進路指導などの特別活動や総合的な学習の時間など学校教育活動全体を通じて、人権尊重を基盤とした男女平等教育を一層推進します。

また、人権尊重を基盤にした男女平等教育が着実に推進するためには、教育に携わる職員がジェンダーに敏感な視点を持ち、男女共同参画の意識を高めることが重要なことから、教育現場等に対する啓発に努めます。

2 家庭・職場・学校・地域における男女共同参画の学習の振興と気運の醸成

【現状と課題】

長い時間をかけて形成された固定的な性別役割分担意識は人々の間に根強く、「男は仕事、女は家庭」というような意識もまだ残っているのが現状です。このため、日常生活の身近な固定的性別役割分担の存在に気づく機会を多くつくり、一つの小さな疑問から男女共同参画についての関心を高めていくよう、市民の意識の変化を促していくことが重要です。

また、男女共同参画の意識を醸成するには市民レベルでの自主的な取り組みが重要であることから、男女共同参画について地域の推進役の養成や男女共同参画に関する活動に取り組む団体・グループへの支援など、今まで以上に行政と市民が協力し合いながら自主的な取り組みを促進するような効果的な施策が求められています。

さらに、家庭においては固定的な性別役割分担意識が再生産されやすいと言われていることから、幼少期から男女共同参画の視点に立った「個」を尊重する家庭教育が行われるよう、親に対する学習の機会と情報を積極的に提供し、地域や職場においてもそれを後押しするような気運を高めることも求められています。

男女共同参画の推進には、教育による意識啓発が時間はかかるものの、最も確実な方法であると考えられています。家庭、職場、地域においては男女共同参画に関する教育や学習を充実させ、意識啓発を着実に進めていくことが重要です。

図 15 「男は仕事、女は家事や育児」という考え方について

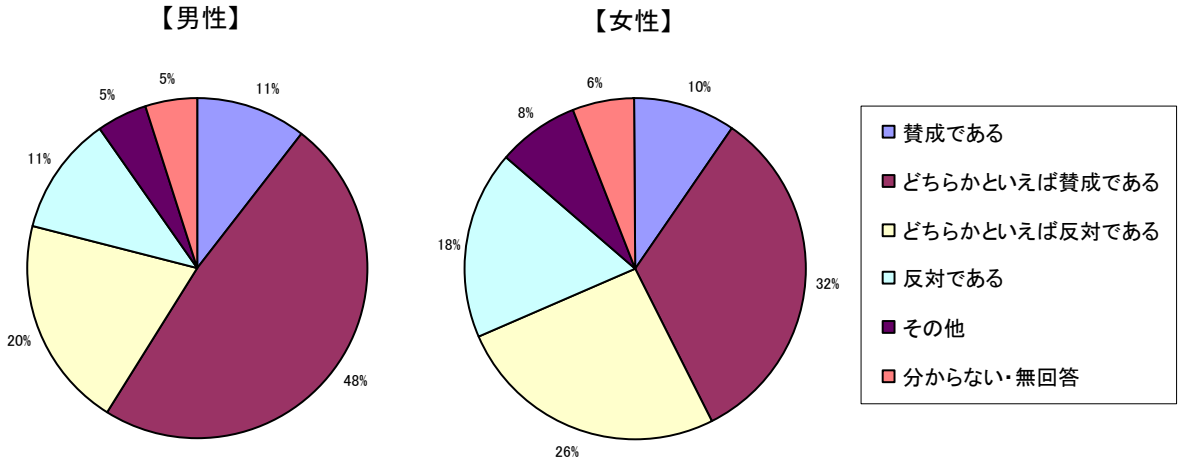

資料：札幌市「男女共同参画に関する市民意識調査」（H18）

札幌市男女共同参画推進条例
第 15 条 市は、市立学校等において、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興を図るよう必要な措置を講ずるものとする。
2 学校その他の民間の団体及び事業者は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興を図るよう努めるものとし、市は、それに対する必要な支援を行うよう努めなければならない。

【基本施策】

(1) 男女共同参画に関する学習の振興

PTAや各町内会等の研修会、企業における研修などで人権や男女共同参画に関する身近な課題をとりあげるなど、学び、考えるきっかけとなる場を多く提供し、学習の振興に努めます。

(2) 男女共同参画社会の実現に向けた気運の醸成

男女共同参画社会の実現には、社会全体で気運を醸成していくことが必要であり、男女共同参画に関する市民活動の支援を充実します。

3 男女ともに「個」を確立するための生涯学習の充実

【現状と課題】

平均寿命の伸びや自由時間の増大などにより、人々の間に趣味や心の豊かさ、生きがいを求める意識が高まっており、生涯学習の果たす役割はますます重要になってきています。とりわけ、いつでも気軽に学習できる環境は、男女がともに個性と能力を発揮しつつ社会のあらゆる分野に参画していくためには、大切なものです。

このため、多様化・高度化した学習需要に適切に対応できるよう生涯学習総合センター「ちえりあ」や図書館などの生涯学習関連施設における事業の充実や情報技術を活用した生涯学習情報の提供など環境整備を着実に進める必要があります。

札幌市男女共同参画推進条例
第 15 条 市は、市立学校等において、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興を図るよう必要な措置を講ずるものとする。
2 学校その他の民間の団体及び事業者は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興を図るよう努めるものとし、市は、それに対する必要な支援を行うよう努めなければならない。

【基本施策】

（1）男女共同参画の視点に立った生涯学習の充実

性別による役割分担意識にとらわれた生き方から、一人ひとりの個性と能力を発揮し、自分の生き方を自由に選択できる多様な生き方への転換を促す学習や、女性のエンパワーメントを図るための学習、あるいは男女共に生活力を身に付けるなどの自立の意識を醸成するための学習機会の充実を図るとともに、そのための環境整備を推進します。

4 男女共同参画の活動拠点の充実

男女共同参画の推進に関する活動の総合的な拠点施設として設置した男女共同参画センターにおける女性のエンパワーメントや男性の生活面での自立支援、男女共同参画意識の啓発などを目的とする各種講座や情報提供、相談支援体制などを展開していきます。

また、併設の消費者センター、市民活動サポートセンター、環境プラザとの連携強化に努めます。

札幌市男女共同参画推進条例
第 16 条 2 市は、別に条例で定めるところにより、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動の総合的な拠点施設を設置するものとする。

(1) 男女共同参画センターにおける事業展開

男女共同参画の推進に関する活動の総合的な拠点施設として設置した男女共同参画センターにおいて、市民の自主的な活動及び交流の支援、男女共同参画に関する調査、研究、企画立案及び啓発並びに情報の収集や提供のほか、相談支援体制などの事業を展開します。

(2) 男女共同参画に関する情報収集・提供の充実

男女共同参画センターにおいて男女共同参画情報システムを構築し、男女共同参画に関するイベント情報や団体情報、図書情報等などの収集・提供の充実を図ります。

基本目標Ⅴ
総合的な取り組みに向けた推進体制等の整備・強化

1 男女共同参画さっぽろプランの進捗状況の公表

男女共同参画施策を総合的かつ計画的に進めていくためには、計画に掲げられた施策等の適切な進行管理を行うとともに、施策等の効果などを検証する評価も必要です。

札幌市男女共同参画推進条例
第 9 号 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(1) 男女共同参画さっぽろプランの進捗状況の公表

計画に基づく施策の進捗状況を明らかにする年次報告書を作成し、市民に公表します。

(2) 男女共同参画さっぽろプランの進捗状況の適切な評価方法についての検討

計画に基づく施策の実施状況や効果などについての適切な評価方法について、引き続き検討を進めます。

2 男女共同参画の推進に向けた庁内推進体制の強化

男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するためには、関係部局との連携を深め、全庁を挙げて推進体制を強化することが必要です。

札幌市男女共同参画推進条例
第 10 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画し、調整し、及び実施するための推進体制を整備するものとする。
2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
第 18 条 市民等は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に対する苦情等があるとき、又は男女共同参画の推進を阻害すると認められるものがあるときは、その旨を市長に申し出ることができる。
2 市長は、前項の規定による申出を受ける相談窓口を設置するとともに、当該申出を受けたときは、関係機関と連携して適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(1) 札幌市男女共同参画行政推進会議の強化

男女共同参画施策のより一層の推進や関係部局との連携強化を図るために、札幌市男女共同参画行政推進会議の総合調整機能の強化を図ります。

(2) 男女共同参画行政担当部局の強化

男女共同参画行政担当部局の庁内における位置づけを初めとし、本庁及び各区の推進体制の機能強化、さらに財政措置などについて検討します。

(3) 札幌市職員を対象にした男女共同参画に関する啓発の強化

札幌市が男女共同参画の推進に向けた取り組みを進めるためには、まず、札幌市職員一人ひとりが男女共同参画についての理解を深めることが必要です。このため、すべての職員に対する啓発を強化するとともに、情報提供の充実を図ります。

(4) 男女共同参画に関する総合的な支援の充実

各部局における男女共同参画を進めるため、総合的な支援の充実を図ります。

3 札幌市男女共同参画審議会の機能発揮

男女共同参画の効果的な推進には、外部機関としての審議会の役割が重要です。

札幌市男女共同参画推進条例
第 20 条 市長の附属機関として、札幌市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。
2 審議会は、次に掲げる事務を行う。
(1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策に関する事項について調査審議し、及び意見を述べること。
(2) 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について調査審議し、及び意見を述べること。
3 審議会は、市長が委嘱する委員 20 人以内をもって組織する。この場合において、委員の一部は、公募した市民の中から委嘱しなければならない。
4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。
5 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
6 委員は、再任されることができる。
7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(1) 札幌市男女共同参画審議会の機能発揮

条例に基づき設置された札幌市男女共同参画審議会の機能が十分に発揮されるよう努めます。

4 男女共同参画に関する調査研究の推進

男女共同参画社会の実現のためには、さまざまな課題についての総合的な調査・研究を実施し、的確な視点で現状を把握するとともに、問題解決に向けた取り組みが必要です。

このため、札幌市のあらゆる施策に男女共同参画の視点を効果的に取り入れられるよう、男女共同参画に関する市民あるいは企業に対する意識調査を継続的に実施するとともに、札幌市の特性について引き続き調査研究していきます。

札幌市男女共同参画推進条例
第 12 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

(1) 男女共同参画に関する調査研究の推進

札幌市の男女共同参画施策が効果的に策定・実施されるよう、適時適切に各種調査研究を推進します。

5 男女共同参画推進に向けた他機関・団体、企業との連携強化

男女共同参画の推進のためには、国や道、民間団体、企業などと協力し連携を図りながら、行政と市民が主体的にそれぞれの責務を果たしていくことが必要です。

札幌市男女共同参画推進条例
第16条 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援し、又はそれと連携するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(1) 国･道及び民間の団体等との協力と連携の強化

札幌市においては、国・道の動きと連携し、協力し合いながら、効果的に施策を進めるとともに、男女共同参画に関して自主的な取り組みを行っている民間の団体などとの連携を図っていきます。

(2) 男女共同参画に関する市民活動を促進するための支援強化

市民が協力しながら活動が行えるよう、活動の場や情報の提供、市民や団体のネットワーク化などの支援の強化を図ります。

《付属資料》

男女共同参画の数値目標 41
男女共同参画の推進に関する指標 42
男女共同参画さっぽろプラン（第 2 次）の基本的な取り組み 45
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 64
男女共同参画社会基本法 71
札幌市男女共同参画推進条例 76
札幌市男女共同参画審議会規則・審議会（第 2 期）委員名簿 80
「男女共同参画さっぽろプラン」見直しにかかる審議経過 82

◆男女共同参画の数値目標

札幌市男女共同参画審議会及び札幌市では、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを積極的に推進するため、特定の項目について数値目標を設定しています。札幌市では、これらの数値目標の達成に向け、さまざまな取り組みを推進していきます。

男女共同参画の数値目標

No.	項目	現状値	目標値
1	「男女共同参画社会」について、内容を知っているか見聞きしたことがある人の割合	39.2% （H18 市民意識調査）	50%
2	「配偶者暴力防止法」について、内容まで知っている人の割合	15.2% （H18 市民意識調査）	30%
3	市内民間企業従業員の育児休業取得率	11.5% （H16 企業意識調査）	20%
4	市内民間企業における女性管理職の割合	9.1% （H16 企業意識調査）	15%
5	地域社会で男女平等となっていると思う人の割合	25.6% （H18 市民意識調査）	50%
6	家庭生活で男女平等となっていると思う人の割合	25.2% （H18 市民意識調査）	50%
7	札幌市の審議会等における女性委員の登用率	30.9% （H18 男女共同参画課調べ）	40%

◆男女共同参画の推進に関する指標

男女共同参画社会の実現には市民の意識改革や社会全体の変革を伴うことから、長期的な取り組みが必要とされています。同時に、プランに掲げている基本目標や基本的施策の達成度やそれに対する評価についても、長期的な視点で総合的に判断していく必要があります。

札幌市男女共同参画審議会及び札幌市では、市民の皆さんに分かりやすく男女共同参画社会の進捗状況を確認していただくための具体的な指標として、プランに掲げる基本目標及び施策の基本的方向ごとに「男女共同参画の推進に関する指標項目」を設定しています。札幌市では、これらの指標項目を念頭に置きながら、男女共同参画社会の実現に向けて、本プランに基づくさまざまな取り組みを推進していきます。

男女共同参画の推進に関する指標項目

基本目標		
施策の基本的方向		
	指標番号	指標項目
Ⅰ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり		
1 政策・方針決定過程等への女性の参画拡大		
	S-№.1	（1） 札幌市の審議会における女性委員の登用率【目標値 40%】
		（2） 審議会における女性委員の登用率の政令市比較
		（3） 札幌市議会議員に占める女性の人数と割合
	S-№.2	札幌市職員の女性管理職割合（係長以上）
	S-№.3	札幌市内民間企業女性管理職割合（係長以上）
2 男女共同参画の視点に立った意識改革		
	S-№.4	(1) 男女の地位の平等感（市民意識）「社会全体で見て」
		(2) 男女の役割分担（市民意識）「男は仕事、女は家庭」という考え方
		(3) 1 日に占める学習、趣味・娯楽、スポーツ等の平均時間
		(4) 1 日に占める家事、育児の平均時間
3 男女が共に子育てができる環境の整備		
	S-№.5	(1) 地域子育て支援センター事業の設置数・利用件数
		(2) 子育て支援サポートセンター設置数・利用件数
		(3) 子育てサロンの設置数・利用件数（参加組数）
	S-№.6	(1) 保育所入所待機率
		(2) 延長保育と夜間保育
	S-№.7	(1) 放課後児童クラブ設置数・利用者数
		(2) 児童会館数・利用者数
	S-№.8	育児・介護休業法施行に伴う就業規則改定企業の件数
	S-№.9	(1) 育児休業制度の取得率
		(2) 育児休業取得率（市内企業）

			(3) 育児休業制度の女性の利用状況
			(4) 育児休業制度の規定がある事業所の割合
		S-№10	(1) 札幌市内企業の育児・介護休業制度の規定状況
			(2) 札幌市職員及び企業男子社員の育児・介護休業取得者数
	4 介護の場面における固定的な性別役割分担意識の解消		
		S-№11	(1) ホームヘルパーの人数・男女別比率
			(2) 要介護者数
		S-№12	シルバー人材センター登録者の男女数・比率
	5 家庭や地域における男女共同参画の推進		
		(再掲)	(S-№10)札幌市職員及び企業男性社員の育児・介護休業取得者数
		S-№13	(1) 男女の家事関連時間
			(2) 1 日に占める家事、育児活動の平均時間
		S-№14	仕事と家庭についての男性の生き方
		S-№15	ボランティア登録団体の会員数
	6 国際交流と国際協力の推進による女性のエンパワーメント		
		S-№16	外国人登録者数の推移
		S-№17	国際プラザホームステイ制度
		S-№18	(1) 外国語ボランティア制度
			(2) 札幌市・ポートランド市男女共同参画交流事業
Ⅱ 女性の経済的社会的自立の促進			
	1 就業における男女共同参画を促進するための環境整備		
		S-№19	(1) 女性の企業内勤続年数の対比
			(2) 正規社員の勤続年数
			(3) 男女の賃金格差
			(4) 高校・短大・大学の新卒採用者の男女比
			(5) 就業者数の推移
			(6) 女性従業員の再就職制度の状況
		S-№20	育児期の女性労働力率
		S-№21	正社員、パートタイマー等就労形態別男女比
		S-№22	起業講座への女性参加者数
		S-№23	札幌市内の女性経営者数
		S-№24	自営業主(家族従業者)として働くことの良さ
Ⅲ 男女の人権の尊重			
	1 女性に対する暴力の根絶		
		S-№25	保護総数と自立状況
		S-№26	各施設、シェルター窓口への DV 被害の相談件数と緊急一時保護施設の設置数
		S-№27	(1) 企業におけるセクシュアル・ハラスメント規約の策定率
			(2)セクシュアル・ハラスメントの相談件数
		S-№28	配偶者等からの被害経験
	2 メディアにおける女性の人権の尊重		
		S-№29	男女共同参画の取り組みについて、新聞等のマスメディアに取り扱われた頻度
		S-№30	メディアの性・暴力・男女の固定的な役割分担の描写についての問題意識
		S-№31	マスメディア女性従業者割合
	3 生涯を通じた女性の健康支援		
		S-№32	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの認知度
		S-№33	すこやか健診受診率
		S-№34	10 代の人工妊娠中絶届出数

Ⅳ 男女共同参画の視点に基づく教育・学習の充実			
	1 人権尊重を基盤にした男女平等教育の推進		
		S-№35	短大・大学・大学院への男女別進学率
		S-№36	校長・教頭の男女比率
		S-№37	大学〈学部〉学生の専攻分野別構成
	2 家庭・職場・学校・地域における男女共同参画の学習の振興と気運の醸成		
		S-№38	男女共同参画リーダー養成研修等の開催数及び男女別参加比
	3 男女ともに「個」を確立するための生涯学習の充実		
		S-№39	(1) 札幌市が開催する男女共同参画関連イベント、フォーラム等の実施数・男女別参加者数・比率
			(2) 男女共同参画センター利用者数
			(3) 生涯学習センター各種講座、事業の男女別参加者数
			(4) 図書館における各種講座、事業の男女別参加者数
	4 男女共同参画の活動拠点の充実		
		S-№40	相談窓口数と相談件数
		S-№41	アクセス件数
Ⅴ 総合的な取組みに向けた推進体制等の整備強化			
	1 男女共同参画さっぽろプランの進捗状況の公表		
	2 男女共同参画の推進に向けた庁内推進体制の強化		
	3 札幌市男女共同参画審議会の機能発揮		
	4 男女共同参画に関する調査研究の推進		
		S-№42	各調査研究対象のテーマ数
	5 国・道及び民間の団体等との協力と連携		
		S-№43	男女共同参画の推進に向けた他機関・団体、企業との連携強化

◆男女共同参画さっぽろプラン（第２次）の具体的な取り組み

基本目標Ⅰ　あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり

1 政策・方針決定過程等への女性の参画拡大

(1) 札幌市の審議会等委員への女性の参画促進

No.	事業	事業内容	所管
001	審議会等委員への女性の登用促進	市政における政策･方針決定過程への女性の参画を拡大するため、審議会等への女性の登用の目標を40%とし、この目標値の早期達成を目指します。また、職務指定の弾力的な運用や公募制の活用、委員推薦団体への協力要請を積極的に行い、女性委員のいない審議会等の解消に努めます。	全庁
002	女性の人材発掘とデータの収集・整備	社会活動のあらゆる分野における女性の人材を広く発掘し、人材情報システムのデータを随時更新するとともに、定期的に名簿を発行するなど、審議会等への登用促進に活用します。	男女共同参画・市民活動室

(2) 札幌市女性職員の登用促進と職域拡大

No.	事業	事業内容	所管
003	女性職員の登用促進と職域拡大	札幌市女性職員の積極的な職域拡大や登用に努めます。	職員部

(3) 意思決定過程への女性の参画についての社会的気運の醸成

No.	事業	事業内容	所管
004	女性リーダー研修会の推進	女性の社会意識を高めながら、地域に即した活動を進めていく上で身のまわりに生ずるさまざまな問題に対する学習を深めるため、区役所などにおいて、女性リーダー研修会を行います。	区市民部

2 男女共同参画の視点に立った意識改革

(1) 市民及び民間の団体等に対する広報･啓発活動の充実

No.	事業	事業内容	所管
005	男女共同参画に関する啓発事業の開催	男女共同参画について市民の理解を深めるため、講演会やパネルディスカッションなどの各種事業を行います。	男女共同参画・市民活動室 区市民部
006	男女共同参画に関する啓発広報誌の充実	男女の固定的な性別役割分担意識や女性への偏見を是正し、男女共同参画への理解を深めるとともに、ジェンダーにとらわれない社会をめざすため啓発広報誌を充実します。	男女共同参画・市民活動室
007	男女共同参画に関する各種啓発資料の充実	男女共同参画への気運を高めるため、男性や企業などその対象に応じた啓発資料やパンフレットの内容を充実します。	男女共同参画・市民活動室

(2) 市民自らが男女共同参画に関する意識を形成するための支援

No.	事業	事業内容	所管
008	男女共同参画ボランティア事業の推進	女性の社会参画などを促進するため、託児や編集ボランティア講座などを開催して、ボランティア活動についての学習の機会を提供するとともに、ボランティアに携わる人材の養成を図ります。	男女共同参画・市民活動室
009	女性団体自主企画事業への支援	男女共同参画の視点に基づく問題解決をめざす事業などについて自ら事業を企画・調査研究を行う女性団体・グループを公募し、その活動を支援します。	男女共同参画・市民活動室

3 男女が共に子育てができる環境の整備

(1) 男女が共に子育てを担うことへの意識啓発の充実

No.	事業	事業内容	所管
010	家庭責任の分担意識にかかる啓発	男女共同参画社会の実現のためには、まず家庭内で家事・育児・介護などの家庭責任を男女がともに担い、支えあっていくことが必要です。そのため、特に男性に対し、こうした意識を深めることを目的に各種啓発を行います。	男女共同参画・市民活動室
011	両親教室の推進	核家族化の進行や共働き世帯の増加に伴い、夫婦で協力して育児ができるよう親としての心の準備が必要です。このため、初めてのお産を迎える夫婦を対象に、育児に関する講話と実習を各区保健センターで実施します。	健康衛生部
012	就労している初妊婦及び配偶者に対する情報提供の推進	妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及啓発や育児と仕事の両立を支援するために、就労している初妊婦及び配偶者に対し、妊娠中の健康管理や育児に関する講話、相談窓口の紹介、保育園に関する情報などを提供します。	健康衛生部
013	少子化に関する啓発	少子化問題は、行政をはじめ企業・市民など、社会全体で取り組んでいく必要があり、講演会などを通じて、少子化に関する情報の提供・広報を行います。	子ども育成部

(2) 男女がともに子育てができる総合的な子育て環境の整備

No.	事業	事業内容	所管
014	公的な催事における託児の実施	乳幼児を持つ親が札幌市の主催する講座や催事に参加できるようにするため、一時的な託児を実施するよう努めます。	全庁
015	福祉のまち推進事業	地区社会福祉協議会単位に設置されている「地区福祉のまち推進センター」が、ひとり暮らしの高齢者や障がい者、また子育て家庭などに対して、日々の安否確認や日常的な交流など地域ぐるみで行う援助活動を推進します。	保）総務部

016	育児支援の推進	育児不安の軽減や児童虐待の発生予防を図るため、妊娠中又は出産後早期に訪問指導等による育児支援が行えるよう産科・小児科との連携を強化するとともに、身近な地域において、保健・医療・福祉等の関係者による効果的なネットワークの構築を目指し、「区児童虐待予防・防止ネットワーク会議」を充実していきます。 また、安心して子育てができるように子どもの発達段階に応じた育児教室や、地域における親子の仲間づくりを促すための交流会などを実施します。	健康衛生部
017	留守家庭児童対策事業の促進	就労などにより放課後帰宅しても保護者が不在な小学校低学年児童の安全を確保し、健全に育成するために、児童会館等で開設される「児童クラブ」や「学校施設方式」、「民間施設方式」の3形態で事業を推進します。	子ども育成部
018	児童会館の利用の推進	児童の放課後生活を豊かにし、異年齢集団での遊びを通して、地域における児童の交流をより一層深めるため、児童会館での活動の充実を図ります。	子ども育成部
019	ミニ児童会館の整備事業	共働き家庭の増加などにより、放課後児童の居場所の確保を図るため、小学校区内に児童会館等がない地域の小学校の余裕教室等を活用してミニ児童会館を整備します。	子ども育成部
020	子ども会活動の推進	地域での青少年健全育成に大きな役割を果たしている子ども会活動の活性化と活動内容の充実を図ります。	子ども育成部 区市民部
021	少年アシストセンター・少年育成指導室事業の推進	少年の非行を未然に防止するため、関係機関や地域と連携を図り、問題少年の早期発見や指導、相談などを行います。	子ども育成部 区市民部
022	心豊かな青少年をはくぐむ札幌市民運動の推進	青少年の健全育成及び非行防止や地域の環境浄化を図るため、関係機関・団体等が市民運動として青少年を取り巻く社会環境の改善に努めます。	子ども育成部 区市民部
023	子育て支援短期利用事業	児童を養育している家庭の保護者が疾病等の社会的な事由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設において一時的に養育することにより、これら児童及びその家庭の福祉の向上を図ります。	子育て支援部
024	さっぽろ子育てサポートセンター事業	子育てについて、援助を受けたい人（依頼会員）と援助をしたい人（提供会員）とにより会員組織をつくり、保育園の送り迎えなどのサービスを行うなど地域で子育て家庭を支えます。	子育て支援部
025	地域子育て支援事業	地域で安心して子育てができる環境づくりのため、就学前の子どもを育てている家庭を対象に交流の場の提供、講座の開催、相談、情報提供を行い、子育てに関する不安感や負担感の軽減を図るとともに、地域の様々な人が子育てを支える仕組づくりに向けてボランティアの育成や、関係機関のネットワークづくりを進めます。	子育て支援部 区保健福祉部

026	地域子育て支援センター事業	育児等の専門的なノウハウを蓄積している保育所の特徴を生かした子育て相談を実施し、育児の不安解消、子育ての指導など地域における子育て家庭に対する支援を進めます。また、子育て支援事業と密接に連携し役割分担を進めていきます。	子育て支援部
027	乳幼児健康支援デイサービス事業	子育てと就労の両立支援の観点から、病気回復期にあって集団保育が困難な児童を、勤務の都合で保育できない保護者に代わり、病院等に付設した施設で一時的に預かる事業を推進します。	子育て支援部
028	保育所の整備	増大する保育需要に対応するため、保育所の設置されていない地域に新設するほか、既存の老朽化した保育所を改築するなどして、定員増を図ります。	子育て支援部
029	休日保育事業	就労形態の多様化に伴い、休日における保育に欠ける乳幼児を対象に休日保育を実施します。	子育て支援部
030	延長保育促進基盤整備事業	保護者の就労形態の多様化、通勤時間の長期化に伴う保育時間の延長に対応するため、保育所の自立的な延長保育への取組を促進します。	子育て支援部
031	一時保育促進基盤整備事業	パート就労等の女性の就労形態の多様化に伴う一時的な保育、保護者の疾病・冠婚葬祭等による緊急時の保育、保護者の育児に伴う心理的・身体的負担が増加していることなどによる私的理由による保育などに対応するため、保育所の機能を活用して実施しています。	子育て支援部
032	夜間保育事業	保護者の就労時間の多様化により、夜間の保育を必要とする児童のため夜間保育を実施します。	子育て支援部
033	乳児保育	共働き家庭等の増加に伴い、需要が増大している乳児保育について、生後５ヶ月からの乳児を受け入れるための保育条件を整備し、乳児保育を推進します。	子育て支援部
034	障がい児保育	保育を必要とする心身に障がいのある児童のうち、集団生活が可能でかつ通所可能な児童に対し、その障がいの種類や程度に応じた指導計画に基づく保育を実施します。	子育て支援部
035	保育所地域活動事業	多様化する保育需要に積極的に対応し、地域に開かれた社会資源として保育所が有する専門的な機能を地域のために活用します。（例；老人福祉施設訪問等世代間交流事業や地域の子育て家庭への育児講座など）	子育て支援部
036	子育て支援施設における事業の充実	時間的制約から地域の子育て支援事業に参加できない就労家庭やひとり親家庭、さらに男性を対象に育児参加を呼びかける事業を展開するなど、親子の交流・相談・情報提供を行います。	子育て支援部
037	母子家庭・寡婦及び父子家庭介護人派遣事業	本人及び家族の一時的な疾病、就労等の社会的な事由や修学等の自立促進に必要な事由により、日常生活を営むのに支障が生じた場合に、介護人を無料で派遣する事業を実施します。	子育て支援部

038	母子・寡婦福祉資金の貸付	母子家庭及び寡婦に経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るために、事業や修学などの各種資金の貸付を行います。	子育て支援部
039	母子家庭生活資金等の貸付	母子家庭及び寡婦の生活意欲の助長を図るために、結婚や生活に関する資金の貸付を行います。	子育て支援部
040	母子・婦人相談の推進	母子家庭及び寡婦に対し、母子・寡婦福祉資金の貸付や就職、住宅、結婚等の各種相談に応じるため、母子・婦人相談を推進します。	子育て支援部
041	母子生活支援施設の運営	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情がある女子が、生活、住宅、就職等の解決困難な問題を持っているため、児童の福祉に欠ける場合に、その女子と児童を保護するとともに、自立促進のための生活を支援し、相談、指導等を行います。	子育て支援部
042	母子家庭等医療費助成事業の推進	母子家庭の母親および児童の保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的とし、医療費の一部を助成します。	子育て支援部
043	児童福祉総合センターの運営	児童に関する複雑多岐にわたる問題に対し、相談から療育までの一貫した対応を図るため児童相談所をはじめ各種児童福祉機関が併設されている児童福祉総合センターにおいて総合的な児童福祉を推進します。	児童福祉総合センター
044	市営住宅への優遇入居の推進	市営住宅入居者募集に当たって、ひとり親家庭や60 歳以上の単身高齢者、障がいのある方等については、当選率を高める優遇措置を行います。	市街地整備部

(3) 働く男女が子育てをしやすい職場環境づくりのための意識啓発の充実

No.	事業	事業内容	所管
045	育児休業法等の普及啓発	仕事と家庭の両立支援を図る観点から、就労している男女が気軽に育児休業を取得できるような環境づくりを促すため、普及啓発活動を継続的に行います。	市民生活部

4 介護の場面における固定的な性別役割分担意識の解消

(1) 高齢者や障がいのある人の介護をめぐる固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発の充実

No.	事業	事業内容	所管
再	家庭責任の分担意識にかかる啓発 【No.010再掲】	男女共同参画社会の実現のためには、まず家庭内で家事・育児・介護などの家庭責任を男女がともに担い、支えあっていくことが必要です。そのため、特に男性に対し、こうした意識を深めることを目的に各種啓発を行います。	男女共同参画・市民活動室

(2) 高齢者や障がいのある人の介護や支援の充実

No.	事業	事業内容	所管
再	福祉のまち推進事業 【No.015 再掲】	地区社会福祉協議会単位に設置されている「地区福祉のまち推進センター」が、ひとり暮らしの高齢者や障がい者、また子育て家庭などに対して、日々の安否確認や日常的な交流など地域ぐるみで行う援助活動を推進します。	保）総務部

046	介護保険事業の推進	高齢者が介護の必要な状態になったとき、住みなれた地域や家庭などで安心して自立した日常生活が送れるよう、介護保険事業を推進します。	保健福祉部
047	介護支援専門員への研修の充実	介護保険制度やサービス利用者に対する相談、要介護認定申請の代行、介護サービス計画の作成などを行う介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上と、公平性・中立性の確保を図るため、各種研修の充実を図ります。	保健福祉部
048	特別養護老人ホームの充実	身体上若しくは精神上著しく障がいがあるために常時の介護を必要とし、居宅において生活することが困難な高齢者に入所してもらうための施設の整備を進めます。	保健福祉部
049	軽費老人ホーム（ケアハウス）の充実	60歳以上で、家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活が困難な高齢者に入所してもらうための施設の整備を進めます。	保健福祉部
050	札幌市在宅福祉サービス協会への支援	高齢者や障がい者に対して、ボランティア精神に富む市民の協力により、家事援助サービスなどを低料金で提供するほか、在宅福祉サービスを「介護保険事業」や「保険外事業」として展開している札幌市在宅福祉サービス協会へ支援を行います。	保健福祉部
051	高齢者生活支援型ホームヘルプサービス事業の推進	介護保険の要介護認定において自立とされた65歳以上の虚弱な高齢者のいる家庭にホームヘルパーを派遣し、家事援助を中心としたサービスの提供を行います	保健福祉部
052	民生委員による巡回相談	民生委員が、ひとり暮らしの高齢者の自宅を訪問し、さまざまな相談に応じるとともに、安否確認を行います。	保健福祉部
053	福祉電話貸与	ひとり暮らしの高齢者が、離れた親族など外部との連絡が取れるように、電話を貸与します。	保健福祉部
054	緊急通報システム事業の推進	ひとり暮らしで体が弱く発作などの心配がある高齢者に緊急通報装置を貸与します。体につけたペンダントを押すだけで、急病や事故などの緊急時に消防局に自動的に通報されます。 また、在宅でひとり暮らしの重度身体障がい者に外部に通報できる機器を設置して、急病や事故などの緊急時に消防局へ自動的に通報するとともにあらかじめ登録してある協力員に協力を依頼します。	保健福祉部
055	地域包括支援センター・介護予防センター事業の推進	要援護の高齢者又はその家族に対し、地域の介護予防活動の拠点として、在宅介護等に関する総合的な相談や介護予防教室を実施するとともに、高齢者等が必要なサービスを受けられるよう関係機関との連絡調整を行います。	保健福祉部
056	高齢者保健福祉週間行事の実施	敬老の日を中心に高齢者を敬愛し、長寿を祝うとともに、広く市民が高齢者の福祉について理解と関心を深めるため各種啓発事業を展開します。	保健福祉部
057	支援費制度における居宅介護、短期入所の推進	重度の障がいなどのために日常生活を営むのに支障がある身体障がい者・知的障がい者・障がい児に対し、ホームヘルパーによる日常生活のお世話・ガイドヘルパーによる外出介助の利用（居宅介護）や、障がい者（児）を介護している保護者等が、疾病その他の理由により、家庭における介護が困難となった場合などに、一時的に施設の利用（短期入所）できる事業を推進します。	保健福祉部

058	札幌市社会自立センターの運営	知的障がい者で、作業能力があるものの、対人関係、健康管理等のため一般企業に雇用されることの困難な方に職場を与え、生活指導と、健康管理のもとに社会的自立を促進します。	保健福祉部
059	札幌市社会復帰センターの運営委託	知的障がい者に関する相談、ボランティア活動の育成などのほか、軽作業（タオル洗濯等）により職場適応のための基礎知識と技能訓練を行うなど障がい者の社会的自立を図ります。	保健福祉部
060	福祉のまちづくり環境整備事業	障がい者等の社会参加を促進するため、福祉のまちづくり条例の普及啓発を行い、多くの市民が利用する建築物等の施設の整備改善を進めます。また、札幌市においても地下鉄駅などにエレベータを設置するなど公共施設の整備改善を進めます。	保健福祉部
061	身体障がい者自立更生促進資金貸付	身体障がい者の自立更生に必要な資金を貸し付け、生活の安定と福祉の増進を図ります。	保健福祉部
062	心身障がい者交通費助成事業の推進	身体障がい者等（介護者含む）の外出の機会を確保し、積極的な社会参加を促すため、札幌市の区域内停留所相互間のバス、地下鉄、電車の乗車料金、タクシーの基本料金、または自動車燃料を助成します。	保健福祉部
063	手話通訳者派遣事業の推進	聴覚及び音声言語機能障がい者と健聴者とのコミュニケーションを円滑にするため、手話通訳を必要とする場合に、依頼に応じて手話通訳者を派遣します。	保健福祉部
064	身体障がい者福祉センターの運営	身体障がい者の各種相談に応じるとともに、機能訓練や聴能言語訓練などのほか、スポーツやレクリエーションの各種教室の開催、福祉用具の展示などを身体障がい者のための総合福祉施設として運営しています。	保健福祉部
065	高齢単身向け市営住宅の供給	住み慣れた地域でひとり暮らしの高齢者が安心して生活できるよう民間市場で供給されにくい高齢単身者向けの市営住宅を低廉な家賃で供給していきます。	市街地整備部
再	市営住宅への優遇入居の推進 【№046 再掲】	市営住宅入居者募集に当たって、ひとり親家庭や60歳以上の単身高齢者、障がいのある方等については、当選率を高める優遇措置を行います。	市街地整備部
066	高齢者・障がい者住宅リフォーム資金融資	高齢者や障がい者が安全で快適な生活を送れるよう自宅の改修を行う際の必要な経費を融資します。	市街地整備部
067	高齢者向け優良賃貸住宅供給事業	高齢者が安心して生活できるよう国の制度に基づいて供給される高齢者向けの公的賃貸住宅の拡充を図ります。	市街地整備部
068	車いす使用者向け市営住宅の供給	足の不自由な方が安全で快適な生活を送れるよう車いす使用者向け市営住宅の供給を図ります。	市街地整備部

5 家庭や地域における男女共同参画の推進

(1) 男女が共に責任を担う家庭生活の実現に向けた意識啓発・支援の充実

No.	事業	事業内容	所管
再	家庭責任の分担意識にかかる啓発 【No.010再掲】	男女共同参画社会の実現のためには、まず家庭内で家事・育児・介護などの家庭責任を男女がともに担い、支えあっていくことが必要です。そのため、特に男性に対し、こうした意識を深めることを目的に各種啓発を行います。	男女共同参画・市民活動室

(2) 地域活動への男女共同参画の促進

No.	事業	事業内容	所管
069	社会活動への男女の参画促進のための広報・啓発	公益的な各種社会活動を行っている町内会やPTA、NPO などに対して男女共同参画を促進するための啓発を行います。	広報部 男女共同参画・市民活動室
070	元気なまちづくり支援事業の推進	各区のまちづくりの目標に向けて、区民の幅広い参加と連携により地域の特性や課題に応じた事業を推進し、区の魅力あるまちづくりを進めることにより市民参加の促進と地域の活性化を図ります。	地域振興部 区市民部
071	区民センターの利用促進	市民の身近な学習・サークル活動の拠点施設として、区民センターの利用促進に努め、区民講座や各種女性サークル交流事業の推進、自主的なサークル活動の促進などさまざまな事業を推進します。	地域振興部 区市民部
072	シルバー人材センターへの援助	高齢者自らの生きがいづくりと活力ある地域社会を創造するために、臨時的で短期的な仕事を希望する高齢者に提供する（社）札幌市シルバー人材センターの円滑な運営を図るために支援します。	市民生活部
073	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会への支援	地域福祉を推進するために各種事業を展開している札幌市社会福祉協議会に対して支援を行います。	保）総務部
074	地域福祉振興基金によるボランティア活動の助成	ボランティア活動その他の地域福祉活動を振興するため、地域福祉振興基金の果実を運用して、ボランティア団体等が行う地域福祉活動費の一部を助成します。	保）総務部
075	ボランティア研修センター運営事業	ボランティアを中心とした地域福祉活動を担う人材の育成を図るため、体系的に研修を実施するとともに、地域福祉・ボランティアに関する情報を収集・提供します。	保）総務部
076	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会（ボランティアセンター）への支援	地域における相互の支えあいの実現を目指し、ボランティアの需給調整や調査・研究などを実施しているボランティアセンターを運営し、ボランティアの振興・普及を推進している札幌市社会福祉協議会に対して支援を行います。	保）総務部
077	老人クラブ等の助成	老人クラブを育成し、その健全な発展を図るための運営費を助成します。	保健福祉部
078	敬老優待乗車証交付事業	高齢者の社会参加を高め、豊かで充実した生活が送れるよう、市内各公共交通機関を利用できる優待乗車証を交付します。	保健福祉部
079	おとしより憩いの家への助成	地域社会における高齢者のための親睦及びレクリエーションなどの場を無料で運営するおとしより憩いの家に助成し、地域における高齢者の自主活動を推進します。	保健福祉部

080	老人福祉センターの充実	地域の高齢者に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための場を提供します。	保健福祉部
081	老人休養ホームの充実	高齢者などに対し、低額な利用料で健全な保健休養の場を提供します。	保健福祉部
082	児童会館の地域開放の推進	地域住民の生涯学習活動及びコミュニティ活動を促進するため、児童会館の一部をその用途及び目的を妨げない範囲で地域に開放し、市民の利用促進を図ります。	子ども育成部
083	スポーツ指導者の育成強化	地域におけるスポーツ活動の推進を図るため、地域スポーツリーダーを養成するほか、各区に配置されている体育指導委員が市民の体力づくりの推進役として事業の企画・運営・指導などを行っている。	スポーツ部
084	勤労青少年ホームの地域開放の推進	地域住民の自主的な活動を促進するとともに、勤労青少年ホームの有効利用を図るため、施設本来の業務に支障のない範囲で地域住民の利用に開放します。	生涯学習部

6 国際交流と国際協力の推進による女性のエンパワーメント

(1) 国際交流･国際協力の一層の推進による女性のエンパワーメント

No.	事業	事業内容	所管
085	在住外国人のための市民便利帳「くらしのガイド」発行	在住外国人に札幌での生活を不安なく快適に過ごしてもらうために、毎日の暮らしにかかわり深い情報をまとめたくらしのガイドを英語・中国語・ハングル・ロシア語により作成し、転入時などに無料配布しています。	広報部
086	姉妹・友好都市交流事業の推進	札幌市の姉妹・友好都市であるポートランド市、ミュンヘン市、瀋陽市、ノボシビルスク市との交流は、女性の国際交流機会の拡大につながることから、今後も一層の充実を図ります。	国際部
087	海外技術協力の推進	発展途上国の「ひとづくり」に資するため、国際協力事業団と協力して海外からの技術研修員の受け入れや専門技術者の派遣などの海外技術協力を推進します。	国際部
088	在住外国人との交流機会の拡充	市民が外国人と身近に交流できるよう、留学生交流センターや天神山国際ハウスなどにおいてさまざまな催しを行い、市民と外国人との交流の輪を深めます。また、男女共同参画センターにおいても市民と外国人の交流の機会の提供に努めます。	国際部 男女共同参画・市民活動室
089	在住外国人の生活相談窓口の充実	在住外国人が社会生活を送るうえで生じる問題や観光を目的に来札された外国人が気軽に情報収集や問い合わせができるような相談体制を充実します。	国際部 観光部
090	外国語ボランティア制度の推進	(財)札幌国際プラザとの連携のもとに、外国語ボランティアの登録を進め、国際交流を進める際に障害となる言葉の壁を解消し、多様な交流活動やコンベンション、スポーツ大会などの支援を行います。	国際部
091	ホームスティ制度の推進	(財)札幌国際プラザとの連携のもとに、日本の暮らしを体験したいと望む外国人を一般の家庭に受け入れて、日本の家庭生活や文化を理解する機会の提供を促進します。	国際部

092	国際交流ボランティアに対する学習機会の提供	(財)札幌国際プラザにおいて、国際交流ボランティア活動に役立つ技術や知識などを身につけるためにボランティア養成講座などを開催します。	国際部
093	国際交流活動に関する相談窓口の充実	(財)札幌国際プラザにおいて、地域における国際交流活動の最新情報を提供するなど、市民の国際交流を支援するため、各種相談に応じます。	国際部
094	国際理解のための学習機会の提供	国際プラザなどで在住外国人や市民を対象としたセミナーなどを開催し、国際理解につながるさまざまな事業を展開します。	国際部
095	少年国際交流事業の推進	諸外国との少年少女との交流などを通して友好親善などを図るとともにグローバルな視野と行動力を持つ少年少女の育成を図ります。	子育て支援部
096	観光案内板における外国語併記	市内の観光名所などに日本語、英語、ハングル、中国語併記による観光案内板の充実を図ります。	観光部

基本目標Ⅱ　女性の経済的・社会的自立の促進

1 就業における男女共同参画を促進するための環境整備

(1) 職場における男女共同参画の推進

No.	事業	事業内容	所管
097	企業に対する情報提供と啓発の推進	中小企業向けの研修などにおいて、働く女性の地位や雇用環境の向上をめざした講義を実施するほか、啓発誌の配布や研修用ビデオの貸出などによる情報提供を行います。	男女共同参画・市民活動室 産業振興部
098	女性の継続就業に関する啓発	男女双方の労働者が仕事と家庭の両立を進められるよう男女雇用機会均等法や育児介護休業法の一層の周知徹底を図るなど、女性が継続して働き続けられるような啓発を行います。	男女共同参画・市民活動室
再	育児休業法等の普及啓発 【No.047 再掲】	仕事と家庭の両立支援を図る観点から、就労している男女が気軽に育児休業を取得できるような環境づくりを促すため、普及啓発活動を継続的に行います。	市民生活部

(2) 女性の就業機会の拡大

No.	事業	事業内容	所管
099	再就職講座の推進	結婚や出産・育児により一旦仕事を辞め、再び働くことを目指している女性を対象として、再就職に必要な能力や意識を育成するため、再就職支援に向けた講座などを実施します。	男女共同参画・市民活動室
100	デジタルデバイド（情報格差）の解消に向けた支援	現在の高度情報化社会は、情報技術等が著しく進展し、より利便性の高い社会となる一方で、こうした社会に対応できる者とできない者との格差がますます増大していきます。このため、情報化社会に対応した講座を行うなどの支援を行います。	男女共同参画・市民活動室 情報化推進部
101	母子家庭自立促進対策事業	母子家庭及び寡婦の自立促進を図るため、就業に向けて、パソコンや簿記、調理などの知識や技能を習得する各種講習会を開催します。	子育て支援部

(3) 多様な就業形態を可能にするための情報提供

No.	事業	事業内容	所管
102	新しい就労形態に関する情報提供の充実	ＳＯＨＯやテレワークなど情報技術を活用した新しい就労形態を促進するため、情報の提供の充実を図ります。	男女共同参画・市民活動室
103	女性起業家に対する支援や講座	女性の起業を支援するため、経営環境に応じた創業や異業種交流などのニーズにあった相談・指導を行うほか、セミナーも開催します。	男女共同参画・市民活動室 産業振興部
104	パートタイム労働法等の普及啓発	経済環境や就業意識の変化等による就業形態の多様化が急速に進展しており、パートタイム労働者の増加が見込まれることから、パートタイム労働法について、社会全般に対する普及啓発に努めます。	市民生活部
105	(財)札幌市中小企業共済センターへの運営指導	(財)札幌市中小企業共済センターは中小企業の雇用の安定とそこに働く従業員などの福利厚生制度や退職金共済制度を充実させることにより男女の職場環境の整備に努めています。今後もこの事業を一層充実発展させるべく同センターに協力要請していきます。	産業振興部
106	起業家講座	雇用によらない新たな就労形態への支援として、ワーカーズ・コレクティブ方式による起業家を本格的に目指す人のための、具体的な講座と講演を開催し、起業家への支援を行います。	雇用推進部

基本目標Ⅲ 男女の人権の尊重

1 女性に対する暴力の根絶

(1) 女性に対する暴力の根絶を目指した人権意識の啓発

No.	事業	事業内容	所管
107	女性への人権侵害を是正するための啓発	ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、売買春など個人の尊厳を侵害する行為の根絶に向けて講演会や情報誌の発行などを通じて啓発の強化を図るとともに、「性の商品化」や有害な性情報などの抑制に努めます。	男女共同参画・市民活動室

(2) 夫・パートナーからの女性への暴力の防止と被害女性への支援

No.	事業	事業内容	所管
108	女性に対する人権相談窓口の充実	ドメスティック・バイオレンス等の女性への人権侵害に関する相談窓口の充実に努めます。また、相談業務に従事する相談員の研修を行い、資質の向上に努めます。	男女共同参画・市民活動室
109	被害者の保護、救済、自立までの総合的な支援体制の充実	道立女性相談援助センターや母子生活支援施設、民間シェルターなどとの連携や、ドメスティック・バイオレンスによる被害者の保護、救済、自立に向けた支援体制の充実を図るとともに、再発防止に向けた取り組みを行います。また、関係機関との連携を深めるとともに、女性に対する暴力についての施策や研究協議を行うため「女性への暴力(家庭内暴力)対策関係機関会議」を定期的に開催します。	男女共同参画・市民活動室

110	民間シェルターへの支援	夫の暴力等による被害女性の保護・救済・自立支援を行っている民間シェルターに対して支援を行います。	男女共同参画・市民活動室
111	母子緊急一時保護事業	夫の暴力等により緊急に保護する女性とその児童を、一時的に保護し、必要な相談、指導、援助を行い、母子等の緊急時の当面の生活の確保を図ります。	子育て支援部

(3) セクシュアル･ハラスメント防止対策の推進

No.	事業	事業内容	所管
112	セクシュアル・ハラスメント防止に関する啓発	女性の人権を侵害する行為として、特に職場におけるセクシュアル・ハラスメントがあります。こうした行為の防止に向けて社会全般に意識啓発を行うほか、企業等が自ら行う職場研修などを支援します。	職員部 男女共同参画・市民活動室

2 メディアにおける女性の人権の尊重

(1) 男女共同参画の視点による女性の人権を尊重した表現の啓発

No.	事業	事業内容	所管
113	男女共同参画の視点からの広報の周知・啓発	性別に基づく固定観念にとらわれない女性の人権を尊重した適切な表現の普及を図るため、男女共同参画の視点からの広報の表現上の留意点をまとめた「公的広報の手引き」の周知・啓発に取り組みます。	男女共同参画・市民活動室
114	メディアにおける男女共同参画の促進	意識形成に大きな影響を持つメディアに対し、多様なライフスタイルや女性が社会で果たしている役割を積極的に表現するよう働きかけます。	男女共同参画・市民活動室

(2) 男女共同参画の視点からのメディア・リテラシー向上のための教育と啓発の促進

No.	事業	事業内容	所管
115	メディア・リテラシーの向上	女性の人権に対する配慮を欠くなどする情報等を無批判に受け入れずに、情報の受け手側が主体的に取捨選択し、読み解く能力（メディア・リテラシー）の向上を図るための講座を開催するなど、その普及啓発に努めます。	男女共同参画・市民活動室
116	メディア・リテラシー向上のための教育の推進	インターネットを始めとしたさまざまなメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解し、情報化の進展に主体的に対応できる能力の育成に努めます。	学校教育部

3 生涯を通じた女性の健康支援

(1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する意識の普及

No.	事業	事業内容	所管
117	保健知識等の健康に関する広報・啓発	自分の健康は自分で守るという認識のもと、乳児から高齢者までの幅広い年代で、栄養・運動・休養のバランスをとることを基調として、地域住民に密着した総合的な健康づくり運動につながるような広報啓発を行います。	広報部 健康衛生部
118	リプロダクティブ・ヘルス／ライツの意識啓発	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の認識の浸透を図るため、啓発や情報提供を進めます。	男女共同参画・市民活動室 健康衛生部
119	エイズ予防啓発セミナーの開催	エイズの予防や患者の差別・偏見をなくし、共生がなされるようエイズ予防啓発セミナーを開催し、エイズに関する正しい知識を啓発します。	保健所

(2) 生涯を通じた女性の健康保持・増進

No.	事業	事業内容	所管
120	健康講座の推進	男女共同参画センターにおいて、男女の心とからだの両面から健康を支援することを目的として、健康に関する講座を開催します。	男女共同参画・市民活動室
121	女性のフレッシュ健診の推進	家庭の主婦や自営業の女性など、日ごろ健診機会に恵まれない18歳～39歳までの女性に対する健康診査を推進します。	健康衛生部
122	子宮がん・乳がん検診の推進	子宮がん、乳がんを早期発見・早期治療に結びつけるため、職場などで受診する機会のない30歳以上の女性を対象に子宮がん・乳がん検診を推進します。	健康衛生部
123	すこやか健診の推進	職域等で受診の機会のない40歳以上の市民に対し、がん、心臓病、脳卒中などの生活習慣病の早期発見・早期治療に結びつけるため、老人保健法に基づいたすこやか健診を推進します。	健康衛生部
124	骨粗しょう症検診の推進	骨折による寝たきりや生涯の予防を目的として、40歳以上の女性を対象に、閉経後の女性に発生率の高い骨粗しょう症の予防検診を行います。	健康衛生部
125	健康に関する各種相談・指導の充実	40歳以上の人を対象として、保健センターなどにおいて、健康相談などを開催し、健康に関する指導及び助言を行うほか、家庭において寝たきりあるいはこれに準ずる状態の人に対しては、家庭における療養方法などについて訪問指導します。	健康衛生部
126	健康教育の充実	職域を除く40歳以上の人を対象として、生活習慣病の予防、健康の増進などに関して、保健センター、地区センターなどにおいて、医師などを講師として健康教室などを開催します。	健康衛生部
127	健康手帳の交付	老人保健法の医療の対象者、40歳に達する人、健康診査などの受診者で交付を希望する人に対して、健康手帳を交付し、健康の保持と適切な医療のための知識を普及啓発します。	健康衛生部
128	健康づくりセンターの運営	市民の自主的な健康づくり活動の拠点施設である健康づくりセンターを、主に運動の面から健康づくりを実践・体験できる場として位置づけ、その利用を促進します。	健康衛生部
129	健康づくりリーダーの養成	町内会などで地域の特性に応じた健康づくり活動を推進するリーダーを養成します。	健康衛生部
130	ヘルシーコミュニティ促進事業	健康づくりに取組む自主活動グループの育成・支援を通じて、地域の自主的で継続的な健康づくり活動を促進します。	健康衛生部
131	食生活改善地区組織活動への助成	食を通じた健康づくりに役立てるため、食生活改善推進員が中心となって実施する食生活改善組織活動に対し助成を行います。	健康衛生部
132	食生活改善推進員教育事業の推進	食生活改善をとおして地域住民の健康づくりを推進する食生活改善推進員を養成するため、養成講座を実施します。	健康衛生部
133	母子健康手帳の交付	育児不安の解消や親子の健康管理の促進を図るため、妊娠届を提出した妊婦に対して、母子健康手帳を交付します。	健康衛生部

134	母子訪問指導事業の推進	妊娠・出産・育児などに関する正しい知識の普及啓発とともに、疾病・異常の早期発見及び母親の育児不安の軽減などを図るため、妊産婦・新生児に対し保健師などの家庭訪問により育児相談・保健指導を実施します。	健康衛生部
135	妊産婦・母性健康相談、女性の健康相談の推進	妊産婦の健康管理を支援するため、妊娠中や産後の健康状態、母乳育児などに関する相談を実施します。 また、生涯を通じた女性の健康管理を支援するため、思春期から更年期にわたる女性の健康に関する相談を実施します。	健康衛生部
136	妊婦一般健康診査の推進	安全な分娩と健康な子の出生のため、妊娠または出産に支障を及ぼすおそれのある異常を早期に発見し、適切な指導を行う必要があることから、妊娠中の受診を促進するための健診を推進します。	健康衛生部
137	妊婦Ｂ型肝炎保健指導事業の推進	Ｂ型肝炎を感染させるおそれのある妊婦を早期に発見し、適切な指導を行うことにより、Ｂ型肝炎の母子感染を予防します。	健康衛生部
138	妊娠中毒症等療養援護費の支給	妊娠中毒症の妊婦の早期治療を促進するため、必要な医療を受けるための費用を支給します。	健康衛生部
139	母親教室の充実	妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及と妊娠期からの仲間づくりを通じた育児不安の予防・軽減を図るため、初妊婦と配偶者に対し、講話及び育児実習などを実施します。	健康衛生部
140	助産施設の提供	保健上、必要があるにもかかわらず、経済的な理由により病院で入院助産を受けることができない妊産婦に入所してもらいます。	子育て支援部

(3) 男女共同参画の視点による学校･家庭における性教育の充実

No.	事業	事業内容	所管
141	思春期ヘルスケア事業の推進	性に関する正しい知識の普及と健全な父性･母性の育成及び保健・医療・福祉・教育などの関係機関とのネットワークづくりを図るため、思春期の児童・生徒に対し、学校授業の一環として性や健康に関する講義を行うとともに、乳幼児とふれあう機会などを設けます。	健康衛生部
142	性に関する指導資料の活用	性に関する科学的認識を深め、男女の特性を互いに理解し、協力し合う必要があることを計画的に指導するため、「性に関する指導の手引き―改訂版―」（小学校編）（中学校編）の活用を図りながら性教育の充実を図ります。	学校教育部
143	産婦人科医師による学校への講師派遣事業の推進	性に関する専門的な知識を要する内容について専門医師が直接学校に出向いて講義･講演を行うことにより、性に関する指導の充実を図ります。	学校教育部
144	産婦人科医師による性に関する相談事業の推進	市内の小・中・高校生を対象とし、本人または親及び学校（養護教諭など）からの性に関する相談に産婦人科医師が専門的な立場から対応し、不安の解消や正しい性の理解の充実に努めます。	学校教育部

基本目標Ⅳ 男女共同参画の視点に基づく教育・学習の充実

1 人権尊重を基盤にした男女平等教育の推進

(1) 人権尊重を基盤にした男女平等教育の一層の推進

No.	事業	事業内容	所管
145	男女平等教育指導資料の活用	幼稚園から高等学校まで、発達段階に応じた男女平等教育の指導のあり方及び具体的実践例を記述した男女平等教育指導資料を教職員に配布し、男女平等教育の推進に向け活用します。	学校教育部
146	小学校用男女平等教育副読本の活用	小学校用男女平等教育副読本「心のハーモニー」を活用し、男女平等教育の一層の充実を図ります。	学校教育部
147	中学校用男女平等教育副読本の活用	中学校用男女平等教育副読本「むすぶ心ひろがる未来」（改訂版）を活用し、男女平等教育の一層の充実を図ります。	学校教育部
148	進路指導の充実	生徒には男女平等教育副読本を活用し、働くことの意味や職業選択などについて考えさせるとともに、教員には指導資料をもとに男女平等教育の視点に立って進路指導を充実させます。	学校教育部
149	男女平等教育に関する職員研修の充実	各種教職員研修会において、男女平等教育の啓発を図り、教職員が真の男女平等意識を高めていくよう、男女平等教育に関する研修内容を充実させます。	学校教育部

2 家庭・職場・学校・地域における男女共同参画の学習の振興と気運の醸成

(1) 男女共同参画に関する学習の振興

No.	事業	事業内容	所管
150	男女共同参画に関する講座の推進	男女共同参画に関する問題をさまざまな角度から見つめ直し、理解と関心を深めてもらうとともに、男女共同参画についての取り組みを促すための講座を開催します。	男女共同参画・市民活動室
151	家庭教育学級の推進	家庭教育の知識・子どもの心理の理解・親の役割などについて計画的・継続的に学習する場として開設し、家庭における教育力の向上を図ります。	生涯学習部

(2) 男女共同参画社会の実現に向けた気運の醸成

No.	事業	事業内容	所管
152	「男女共同参画リーダー」の養成・配置	地域・職場・学校などに男女共同参画に関する啓発や気運の醸成を図るため、初級レベルの「男女共同参画サポーター」を養成するとともに、中級レベルとして「男女共同参画リーダー」を養成します。さらに各区ごとに「男女共同参画リーダー」を配置し、札幌市及び各区が行う男女共同参画に関する事業に協力してもらうとともに、「男女共同参画に関するモニター」的役割を担ってもらいます。	男女共同参画・市民活動室

153	各種女性団体・グループへの支援	女性団体･グループ等の自主的な活動に対して団体情報や活動の場を提供するとともに､各種女性団体の活動状況を把握し､団体情報システムを活用した情報提供やネットワークづくりへの支援を行います。	男女共同参画・市民活動室 生涯学習部 区市民部 全庁
154	各種女性サークル等の交流事業の推進	各区内の女性サークル等の交流事業などを行い､地域女性としての連帯意識の高揚を図ります。	区市民部

3 男女ともに｢個｣を確立するための生涯学習の充実

(1) 男女共同参画の視点に立った生涯学習の充実

No.	事業	事業内容	所管
155	情報化社会に対応した情報提供	男女がともに情報化社会の中で自立した生活が行えるよう男女共同参画センター内の情報センターに設置したパソコンによる情報提供を行います。	男女共同参画・市民活動室
156	女性のエンパワーメントを図るための学習の充実	生涯にわたり女性が社会への関心と参加意識を高め､自立した考え方を持って行動できるように生涯学習の観点から女性のエンパワーメントの向上に向けた学習の充実を図ります。	男女共同参画・市民活動室
157	生涯学習情報の提供	男女共同参画に関する自主的活動を促進するため、生涯学習総合センターや区民センターなどにおいて、多種多様な情報を広く市民に提供します。	男女共同参画・市民活動室 生涯学習部 区市民部
158	消費生活相談の推進	消費生活相談窓口を設置して､商品購入や使用に関する問い合わせや悪質商法による苦情など消費生活全般の苦情、相談の処理を行います。	市民生活部
159	消費者教育の推進	消費生活セミナーなど各種講座を開催し､消費生活に関する基礎知識の習得と消費者意識の高揚を図るとともに､必要により講師派遣による講座も実施します。	市民生活部
160	消費者啓発事業の開催	消費者が自主性をもって健全な消費生活を行うことができるよう商品・サービス・契約に関する知識の普及、情報提供を目的として、消費者月間記念講演会や消費者まつりの開催､展示室の運営などを行います。	市民生活部
161	消費者広報誌の発行	消費生活､物価に関するタイムリーな話題などの情報を消費者へ提供するため､各種消費者広報誌を発行します。	市民生活部
162	消費生活安定促進事業の実施	近年、複雑・多様化している消費者問題に対し、意識調査を行うことにより消費者､事業者の声を聴取するとともに審議会などの学識経験者の意見などを活用して､総合的かつ効果的な消費者行政施策を積極的に推進します。	市民生活部
163	総合体育館の構想推進	スポーツ活動の拠点となり､各種競技大会が開催できる総合体育館の必要性について調査･検討を進めます。	スポーツ部
164	学校体育施設の地域開放	地域や職場のグループなど一般市民の自主的なスポーツ活動を促進するため､学校教育に支障のない範囲で、体育館、グランド及びプールなどの学校施設を開放します。	スポーツ部

165	高齢者教育の充実	高齢者が自ら進んで高齢期に必要とされる知識や能力を養い、生きがいを見いだすとともに、高齢者が持つ豊富な経験・知識・技能を地域社会で活用していくことを主眼として高齢者教室を開設します。	生涯学習部
166	生涯学習推進構想の推進	「生涯学習推進構想」に基づき、生涯を通じた市民の学習環境を整備し、市民の自主的な学習の支援などの生涯学習関連施策を推進します。	生涯学習部
167	さっぽろ市民カレッジの実施	市民の自己充実や生きがいづくりを支援するとともに、学習した成果を地域社会の発展や産業の振興につなげることをめざして、市民の多様で専門的な学習ニーズに対応する総合的な学習機会を提供します。	生涯学習部
168	学校図書館の地域開放推進	地域住民の読書活動を盛んにするとともに、大人と子どもの交流により地域の教育力向上を図るため、主に小学校の図書室を地域における身近な文化施設として地域に開放します。	生涯学習部
169	生涯学習センターの利用促進	札幌市の総合的な生涯学習支援施設として、生涯学習に関する学習機会の提供や人材育成、学習成果の発表、学習情報の提供など市民の多様で専門的な学習ニーズに対応した取組を進めるとともに、生涯学習に関するさまざまな活動をしている市民の利用促進を図ります。	生涯学習部
170	図書館の整備充実	生涯学習の拠点施設として、図書館資料の整備を推進するとともに、市民ニーズに対応したレファレンス機能の強化など図書館機能の整備・充実を図ります。	中央図書館
171	区民講座の推進	区民の文化・教養向上のため、知識・技術を取得する学習の機会を提供し、その交流を促進するなど区民センターにおいて各種講座を推進します。	区市民部

4 男女共同参画の活動拠点の充実

(1) 男女共同参画センターにおける事業展開

No.	事業	事業内容	所管
172	男女共同参画センターにおける事業の充実と利用促進	男女共同参画社会の実現をめざす拠点施設として設置している男女共同参画センターにおける男女共同参画に関する各種講座・イベントの充実を図るとともに、男女共同参画に関するさまざまな活動を行っている市民の利用促進に努めます。	男女共同参画・市民活動室
173	男女共同参画センター相談事業の推進	家庭や社会の中で生じる女性のさまざまな問題に対して、各種相談を通し、女性自らが解決できる力をつけるよう適切なアドバイスを行います。	男女共同参画・市民活動室

(2) 男女共同参画に関する情報収集・提供の充実

No.	事業	事業内容	所管
174	ホームページや情報システムによる情報収集・提供	市民のニーズに応じた男女共同参画に関する情報を適時適切に提供するため、ホームページの充実を図るほか、男女共同参画センターの情報システムにより男女共同参画に関する団体やイベント情報を収集・発信します。	男女共同参画・市民活動室

基本目標Ⅴ　総合的な取組に向けた推進体制等の整備・強化

1 男女共同参画さっぽろプランの進捗状況の公表

(1) 男女共同参画さっぽろプランの進捗状況の公表

No.	事業	事業内容	所管
175	計画の年次報告書作成	計画の進捗状況を把握するため、男女共同参画に関する施策の実施状況について年次報告書を作成し、公表します。	男女共同参画・市民活動室

(2) 男女共同参画さっぽろプランの進捗状況の適切な評価方法についての検討

No.	事業	事業内容	所管
176	計画に対する適切な評価方法の検討	計画に基づく施策の実施状況や効果などを客観的に評価できるようにするため、適切な評価方法について引き続き検討します。	男女共同参画・市民活動室

2 男女共同参画の推進に向けた庁内推進体制の強化

(1) 札幌市男女共同参画行政推進会議の強化

No.	事業	事業内容	所管
177	総合調整機能等の強化	男女共同参画社会実現に向けた関係部局の連携を強化するため、札幌市男女共同参画行政推進会議の総合調整機能の強化を図ります。	男女共同参画・市民活動室

(2) 男女共同参画行政担当部局の強化

No.	事業	事業内容	所管
178	推進体制の強化	男女共同参画・市民活動室の組織横断的機能の強化を図るため、男女共同参画行政担当部局の庁内における位置づけを初めとし、本庁及び各区の推進体制の機能強化、さらに財政措置などについて検討します。	男女共同参画・市民活動室

(3) 札幌市職員を対象にした男女共同参画に関する啓発の強化

No.	事業	事業内容	所管
179	管理監督者に対する研修の充実	男女共同参画の意識を醸成し、女性職員の能力を引き出すため、管理監督者に対する研修を行います。	全庁 自治研修ｾﾝﾀｰ 男女共同参画・市民活動室
180	札幌市職員研修の充実	男女共同参画についての意識を持った職員の育成を図るため、職員研修の充実に努めます。	全庁 自治研修ｾﾝﾀｰ 男女共同参画・市民活動室

(4) 男女共同参画に関する総合的な支援の充実

No.	事業	事業内容	所管
181	男女共同参画に取り組む各部局への支援	男女共同参画に取り組む各部局に対し、情報提供やアドバイス等の支援を行います。	男女共同参画・市民活動室

3 札幌市男女共同参画審議会の機能発揮

(1) 札幌市男女共同参画審議会の機能発揮

No.	事業	事業内容	所管
182	男女共同参画審議会の機能発揮	札幌市の男女共同参画に関する重要な事項を審議するため、条例に基づき設置した「男女共同参画審議会」の機能発揮に努めます。	男女共同参画・市民活動室

4 男女共同参画に関する調査研究の推進

(1) 男女共同参画に関する調査研究の推進

No.	事業	事業内容	所管
183	広聴事業の推進	市政に関する要望・苦情や意見などの「市民の声」をできるだけ多く的確に把握し市政に反映させることを目的に各種広聴活動を行います。	広報部
184	男女共同参画に関する市民意識調査等の継続的な実施	男女共同参画に関する市民の意識の変化を時系列的に比較するため、男女共同参画に関する市民意識調査等を継続的に行います。	男女共同参画・市民活動室
185	男女共同参画に関する調査研究の推進	男女共同参画に関する施策を推進する上での基礎資料とするため、男女共同参画社会の形成に関する課題についての調査研究を行います。	男女共同参画・市民活動室
186	男女共同参画に関する各種統計資料の収集・整備	男女共同参画に関して、市民に対する広報・啓発を行う基礎資料とするほか、各種男女共同参画関係施策を推進する上での基礎資料とするため、男女共同参画に関する各種統計資料を収集し、そのデータを整備するとともに、白書などを一定の期間ごとに発行し、普及啓発にも活用します。	男女共同参画・市民活動室

5 男女共同参画の推進に向けた他機関・団体、企業等との連携強化

(1) 国･道及び企業・各種団体等との協力と連携の強化

No.	事業	事業内容	所管
187	国・道等関係機関との有機的な連携	男女共同参画社会の実現は、市民、企業、行政それぞれが一体となって取り組むべきものですが、行政の取り組みとして、札幌市の権限でできるものは自ら積極的に推進していくとともに、国・道などの権限にかかわるものについては、働きかけを行うなど有機的な連携を図ります。	男女共同参画・市民活動室

(2) 男女共同参画に関する市民活動を促進するための支援強化

No.	事業	事業内容	所管
188	市民活動促進施策の推進	「市民活動促進に関する指針」に基づき全庁的に幅広い分野の市民活動の促進を図るとともに、市民活動サポートセンターにおいて、活動の場や情報の提供、講座や相談、交流促進などの支援を行います。	男女共同参画・市民活動室
189	男女共同参画に関する市民活動のネットワーク化	男女共同参画社会の実現には市民活動の積極的な取組が重要であることから、男女共同参画に関する活動団体間のネットワーク化などの支援を行います。	男女共同参画・市民活動室

◆女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障がいとなるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第１部

第１条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平

等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第 2 条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

(b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとること。

(c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

(d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

(e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第 3 条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第 4 条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む。)をとることは、差別と解してはならない。

第 5 条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

(a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第 6 条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第 2 部

第 7 条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

(a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

(b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての

公務を遂行する権利

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第 8 条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第 9 条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第 3 部

第 10 条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

(c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

(d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

(e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

(f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第 11 条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

(b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利

(c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利

(d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

(e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障がい、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利

(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

(a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第 12 条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1 の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第 13 条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 家族給付についての権利
(b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
(c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第 14 条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

(a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
(b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利
(c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
(d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
(e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
(f) あらゆる地域活動に参加する権利
(g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
(h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

第 4 部

第 15 条

1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一

の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。

4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第 16 条

1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

(a) 婚姻をする同一の権利

(b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利

(c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任

(d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利

(f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）

(h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第 5 部

第 17 条

1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は 18 人の、35 番目の締約国による批准又は加入の後は 23 人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から 1 人を指名することができる。

3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後 6 箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも 3 箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を 2 箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。

4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の 3 分の 2 をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

5 委員会の委員は、4 年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち 9 人の委員の任期は、2 年で終了するものとし、これらの 9 人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

6 委員会の 5 人の追加的な委員の選挙は、35 番目の批准又は加入の後、2 から 4 までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち 2 人の委員の任期は、2 年で終了するものとし、これらの 2 人の委員は、委員

会の委員長によりくじ引で選ばれる。

7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第 18 条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から 1 年以内

(b) その後は少なくとも 4 年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障がいを記載することができる。

第 19 条

1 委員会は、手続規則を採択する。

2 委員会は、役員を 2 年の任期で選出する。

第 20 条

1 委員会は、第 18 条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年 2 週間を超えない期間会合する。

2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第 21 条

1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第 22 条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第 6 部

第 23 条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第 24 条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第 25 条

1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。

3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託するこ

とによって行う。

第 26 条

1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。

2 国際連合総会は、1 の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第 27 条

1 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。

第 28 条

1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。

2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第 29 条

1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から 6 箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1 の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において 1 の規定に拘束されない。

3 2 の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第 30 条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

◆男女共同参画社会基本法

平成11年 6月23日 法律第78号
改正 平成11年 7月16日 法律第102号
同 11年12月22日 同 第160号

目次

前文
第1章 総則(第1条—第12条)
第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条—第20条)
第3章 男女共同参画会議(第21条—第28条)
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが、国際社会における取り組みとも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等

を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第 5 条　男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第 6 条　男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第 7 条　男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取り組みと密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第 8 条　国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第 9 条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第 10 条　国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第 11 条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第 12 条　政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2　政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第 2 章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第 13 条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2　男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなけ

ればならない。

5 前 2 項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第 14 条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

（設置）

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

（所掌事務）

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。

二　前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三　前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四　政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第 23 条　会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

（議長）

第 24 条　議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2　議長は、会務を総理する。

（議員）

第 25 条　議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一　内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二　男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2　前項第 2 号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。

3　第 1 項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

4　第 1 項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第 26 条　前条第 1 項第二号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　前条第 1 項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第 27 条　会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2　会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第 28 条　この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則　抄

（施行期日）

第 1 条　この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第 2 条　男女共同参画審議会設置法（平成 9 年法律第 7 号）は、廃止する。

（経過措置）

第 3 条　前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第 1 条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第 21 条第 1 項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2　この法律の施行の際現に旧審議会設置法第 4 条第 1 項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第 23 条第 1 項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第 2 項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第 4 条第 2 項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と

同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第 5 条第 1 項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第 3 項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第 24 条第 1 項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第 3 項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附則（平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号）抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 88 号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成 13 年 1 月 6 日)

一 略

二 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第 29 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号）抄

(施行期日)

第 1 条 この法律(第 2 条及び第 3 条を除く。)は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

◆札幌市男女共同参画推進条例

平成 14 年 10 月 7 日
条例第 27 号

目次

前文
第 1 章　総則(第 1 条―第 7 条)
第 2 章　男女共同参画の推進に関する基本的施策(第 8 条―第 19 条)
第 3 章　札幌市男女共同参画審議会(第 20 条)
第 4 章　雑則(第 21 条)
附則

日本国憲法では、すべての国民の基本的人権の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女は、性別により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されないこととされている。

そして、国においては、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び男女共同参画社会基本法の制定等、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮し、利益を均等に享受することができる男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが進んでいる。

また、札幌市においても、これまで、女性の自立と地位向上を図り、さらには、男女共同参画を推進するため、さまざまな施策を長期的、総合的に進めてきたところである。

しかし、社会全体では、男女の人権の尊重に関する認識がいまだ十分であるとは言えず、性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく制度・慣行や男女間の不平等な取扱いが依然として根強く残っていることから、男女平等の達成にはなお一層の努力が必要である。加えて、少子高齢化の進行、経済環境の変化や情報社会の進展等の社会情勢に対応する上でも、男女共同参画をより一層推進し、男女共同参画社会を実現することが緊要な課題となっている。

ここに札幌市は、男女共同参画を推進することにより、男女の人権が十分尊重され、豊かで活力のある社会を実現することが重要であるという認識の下、男女共同参画社会の実現を目指し、この条例を制定する。

第 1 章　総則

（目的）

第 1 条　この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第 2 条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント　性的な言動により当該言動を受けた個人に不快感を与え、その者の職場などの生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

（基本理念）

第 3 条　男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的にも間接的にも性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として性別にとらわれることなく能力を発揮できる機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
(2) 社会における制度及び慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会のあらゆる分野における活動の選択に関して、男女が、制度及び慣行によって直接的又は間接的に差別されないよう配慮されること。
(3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策及び民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における共同責任を担い、かつ、職場、学校、地域その他の社会における家庭以外のあらゆる分野において活動を行うことができるよう配慮されること。
(5) 男女が互いの性に関する理解を深め、性に関する個人の意思が尊重されるとともに、女性の性と生殖に関する健康と権利が生涯にわたり尊重されること。

(市の責務)

第 4 条　市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を策定し、及び実施しなければならない。

(市民の責務)

第 5 条　市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

2　市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 6 条　事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する取り組み(積極的改善措置を含む。)を行うよう努めなければならない。

2　事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第 7 条　何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、直接的にも間接的にも性別を理由とする差別的取扱いを行ってはならない。

2　何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3　何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、配偶者等に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為その他の男女共同参画を阻害する暴力的行為を行ってはならない。

第 2 章　男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第 8 条　市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定しなければならない。

2　市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、札幌市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3　市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、市民、事業者及び民間の団体(以下「市民等」という。)の意見を反映させることができるよう適切な措置を講じなければならない。

4　市長は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5　前 3 項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(年次報告)

第 9 条　市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

（推進体制の整備及び財政上の措置）

第 10 条　市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画し、調整し、及び実施するための推進体制を整備するものとする。

2　市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第 11 条　市は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

（調査研究）

第 12 条　市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

（審議会等における男女共同参画の推進）

第 13 条　市は、市が設置する審議会等の委員の委嘱等を行う場合には、男女の委員の数の均衡を図るよう努めなければならない。

（広報及び啓発）

第 14 条　市は、情報提供、広報活動等を通じて、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に関する市民等の理解を深めるよう適切な広報及び啓発を行うものとする。

（教育及び学習の振興）

第 15 条　市は、市立学校等において、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興を図るよう必要な措置を講ずるものとする。

2　学校その他の民間の団体及び事業者は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興を図るよう努めるものとし、市は、それに対する必要な支援を行うよう努めなければならない。

（市民等に対する支援等）

第16条　市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援し、又はそれと連携するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2　市は、別に条例で定めるところにより、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動の総合的な拠点施設を設置するものとする。

（雇用の分野における男女共同参画の推進）

第 17 条　市は、事業者に対し、雇用の分野において男女共同参画が推進されるように、情報提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

2　市は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の実態を把握するための調査について、協力を求めることができる。

（苦情等の申出）

第 18 条　市民等は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に対する苦情等があるとき、又は男女共同参画の推進を阻害すると認められるものがあるときは、その旨を市長に申し出ることができる。

2　市長は、前項の規定による申出を受ける相談窓口を設置するとともに、当該申出を受けたときは、関係機関と連携して適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国際的協調）

第 19 条　市は、男女共同参画の推進が国際社会における取り組みと密接な関係があることを考慮し、男女共同参画の推進に当たっては、国際的連携を図るなど国際的協調に努めるものとする。

第 3 章　札幌市男女共同参画審議会

（札幌市男女共同参画審議会）

第 20 条　市長の附属機関として、札幌市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2　審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1)　市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策に関する事項について調査審議し、及び意見を述べること。

(2) 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について調査審議し、及び意見を述べること。

3 審議会は、市長が委嘱する委員 20 人以内をもって組織する。この場合において、委員の一部は、公募した市民の中から委嘱しなければならない。

4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

5 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第 4 章 雑則

(委任)

第 21 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

(委員の任期に関する特例)

2 第 20 条第 3 項の規定によりこの条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、同条第 5 項の規定にかかわらず、平成 17 年 3 月 31 日までとする。

(札幌市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

3 札幌市特別職の職員の給与に関する条例(昭和 26 年条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

別表その他の附属機関の委員の項中「中高層建築物紛争調整委員会委員」を「／中高層建築物紛争調整委員会委員／男女共同参画審議会委員／」に改める。

◆札幌市男女共同参画審議会規則

平成 14 年 11 月 13 日
規則第 53 号

（趣旨）

第 1 条　この規則は、札幌市男女共同参画推進条例(平成 14 年条例第 27 号。以下「条例」という。)第 20 条第 7 項の規定に基づき、札幌市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の委嘱)

第 2 条　審議会の委員(以下この条及び次条において「委員」という。)のうち条例第 20 条第 3 項後段の規定により公募した市民の中から委嘱する委員(以下「公募委員」という。)以外の委員は、次に掲げる者のうちから委嘱する。

(1)　学識経験を有する者

(2)　その他市長が適当と認める者

2　公募委員の公募方法、委員の選考基準その他委員の委嘱に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(会長及び副会長)

第 3 条　審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4　会長及び副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条　審議会の会議は、会長が招集する。

2　会長は、審議会の会議の議長となる。

3　審議会は、審議会の委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4　審議会の議事は、出席した審議会の委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会への協力)

第 5 条　審議会は、必要があると認めるときは、調査審議する事項に関する意見若しくは説明を聴き、又は情報を収集するため、関係者に対し、審議会への出席、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(部会)

第 6 条　審議会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

2　部会は、審議会の議決により付議された事項について調査審議し、その経過及び結果を審議会に報告する。

3　部会の委員は、審議会の委員のうちから会長がこれを指名する。

4　部会に部会長を置き、会長がこれを指名する。

5　部会長に事故があるときは、部会の委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者が、その職務を代理する。

6　前 2 条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第 7 条　審議会の庶務は、市民まちづくり局において行う。

(委任)

第 8 条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

1　この規則は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

2　札幌市事務分掌規則(昭和 47 年規則第 23 号)の一部を次のように改正する。

別表 3 市民局生活文化部の款男女共同参画推進室の項男女共同参画課の節に次の 1 号を加える。

(4)　男女共同参画審議会の庶務に関すること。

附　則(平成 17 年規則第 24 号)抄
(施行期日)
1　この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

札幌市男女共同参画審議会(第 2 期・平成 17 年 4 月 1 日～19 年 3 月 31 日)委員名簿

平成 18 年 9 月 11 日現在(五十音順)

氏名	職業等	備考
梶井　祥子	北海道武蔵女子短期大学助教授	暴力部会長※1
京谷　信代	地域ボランティア	公募委員
近藤　恵子	NPO法人女のスペース・おん代表理事	
佐藤　泰子	NPO法人北海道子育て支援ワーカーズ理事	
高橋　眸	高橋・川越司法書士土地家屋調査士合同事務所所長 (札幌商工会議所女性会副会長)	
谷口　孝男	北海道新聞社メディア局局次長兼編集部長	
西田　順子	ジェンダーフリー清田幹事	公募委員
服部　信吾	株式会社丸高三信堂代表取締役社長 (北海道中小企業家同友会常任理事)	事業評価部会長
幅崎　麻紀子	名寄短期大学非常勤講師	公募委員
原　敦子	原敦子法律事務所	会長
藤井　克裕	北海道大学学生	公募委員
本間　良夫	札幌市立藻岩中学校校長	
松原　良次	特定医療法人社団慶愛会札幌花園病院院長	
山本　功	連合北海道札幌地区連合会副事務局長	
横山　隆	(財)北海道スウェーデン協会理事	副会長・使用料部会長※2

※1 女性に対する暴力に関する部会
※2 男女共同参画センター使用料部会

◆男女共同参画さっぽろプラン見直しにかかる審議経過

男女共同参画審議会における「男女共同参画さっぽろプランの見直し」にかかる審議経過は、下表のとおりです。

<table>
<tr><th>年月</th><th>会議名</th><th>検討事項等（プラン見直し関係）</th></tr>
<tr><td>平成 17 年
11 月</td><td>第 16 回（平成 17 年度第 4 回）札幌市男女共同参画審議会</td><td>・男女共同参画さっぽろプランの見直しについて諮問</td></tr>
<tr><td>12 月</td><td>平成 17 年度第 3 回事業評価部会</td><td>・プラン見直しのスケジュールを検討
・プラン見直しにおける課題・検討のポイントの整理</td></tr>
<tr><td>平成 18 年
2 月</td><td>平成 17 年度第 4 回事業評価部会</td><td rowspan="2">・プラン見直しにかかる検討ポイントの整理、見直しの方向性の検討
・プランの評価指標及び数値目標の設定について検討</td></tr>
<tr><td>3 月</td><td>平成 17 年度第 5 回事業評価部会</td></tr>
<tr><td>6 月</td><td>平成 18 年度第 1 回事業評価部会</td><td rowspan="3">・見直し後プランの全体像・体系・記載内容・重点事項について検討・整理
・男女共同参画の数値目標の検討</td></tr>
<tr><td>7 月</td><td>平成 18 年度第 2 回事業評価部会</td></tr>
<tr><td>同上</td><td>平成 18 年度第 3 回事業評価部会</td></tr>
<tr><td>9 月</td><td>第 17 回（平成 18 年度第 1 回）札幌市男女共同参画審議会</td><td>・プラン見直しの答申案について検討・答申</td></tr>
</table>